

敦賀市民間最終処分場に係る  
特定支障除去等事業実施計画

平成 18 年 3 月 策定  
平成 25 年 3 月 変更

福 井 県

# 目 次

## 第1章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要がある事案

1 事案の概要	1
(1) 不適正処分を行った者	
(2) 不適正処分が行われた施設概要	
(3) 不適正処分の内容等	
(4) 事案の経緯	
2 これまでに実施した応急対策等	7
(1) 応急対策時における生活環境保全上の支障のおそれ	
(2) 応急対策の概要	
(3) 応急対策の効果検証	
3 生活環境保全上の支障を除去する必要性	14

## 第2章 特定支障除去等事業の実施に関する事項

1 敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会による対策検討	15
(1) 廃棄物の種類・性状・成分	
(2) 保有水、周辺地下水等の水質	
(3) 地下水流動	
(4) 地質・岩盤状況および透水性	
(5) 保有水、周辺地下水の水位	
(6) 処分場の安定性	
2 対策に係る基本方針の検討	17
3 特定支障除去等事業の基本方針	21
(1) 特定支障除去等事業の実施範囲	
(2) 生活環境保全上達成すべき目標等	
(3) 特定支障除去等事業の実施方法	

### 第3章 特定支障除去等事業の内容に関する事項

1	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法	23
	(1) 浸出液の木の芽川への流出防止対策	
	(2) 浸出水低減および浄化対策	
	(3) 県水処理施設による処理	
	(4) 遮水機能の維持管理	
2	特定支障除去等事業の内容に関する検証	28
3	特定支障除去等事業の実施予定期間	36
4	特定支障除去等事業に要する費用等	38
5	特定支障除去等事業に係る出えんおよび補助の要請	38

### 第4章 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置の内容

1	これまでに講じた措置の内容	41
	(1) 応急対策	
	(2) 抜本対策	
	(3) 行政代執行に要した費用の徴収	
	(4) その他行政処分等	
2	特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置等の内容に係る検証	48
	(1) 未実施の内容等について	
	(2) 実施内容に係る検証の結果について	
	(3) 今後講じるべき措置等	

### 第5章 県の対応状況に対する調査等

1	県による行政対応状況の調査	50
	(1) 執行体制	
	(2) 監視指導・パトロール	
	(3) 産業廃棄物排出事業者に対する指導	

2	調査委員会による行政対応状況の調査	51
3	県の行政対応に対する問題点	53
	(1) 廃棄物担当部局の組織体制の不十分さ	
	(2) 監視指導体制の不十分さ	
	(3) 関係機関および地域住民等との連携不足	
	(4) 産業廃棄物排出事業者等に対する指導不足	
4	県が講じた再発防止策の内容	54
	(1) 廃棄物担当部局の組織体制の強化	
	(2) 監視指導の強化	
	(3) 関係機関等および地域住民との連携の強化	
	(4) 適正処理の推進	
5	再発防止策の内容に係る検証	57
	(1) 未実施の内容等について	
	(2) 実施内容に係る検証の結果について	
	(3) 今後講じるべき再発防止策	

## 第6章 その他支障の除去等の推進に際し、配慮すべき重要事項

1	支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項	59
	(1) 環境モニタリング	
	(2) モニタリング結果への対応	
	(3) 指定区域の指定等	
2	緊急時の連絡体制等	63
3	実施計画の策定および変更に対する住民意見等の反映	63
4	実施計画の策定および変更に対する福井県環境審議会および敦賀市の意見	64
	(1) 福井県環境審議会の意見	
	(2) 敦賀市の意見	

## 第1章 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を講ずる必要がある事案

### 1 事案の概要

#### (1) 不適正処分を行った者

キンキクリーンセンター株式会社 代表取締役 板谷治彦

所在地：福井県敦賀市三島 38-2-8

#### (2) 不適正処分が行われた施設概要

- ① 設置場所 敦賀市檜曲 94 号兵ヶ谷、95 号前谷
- ② 施設の種類 産業廃棄物管理型最終処分場および一般廃棄物最終処分場
- ③ 届出規模 約 9 万 m<sup>3</sup> (H4. 5. 8 増設届出分)
- ④ 埋立地の現況 約 119 万 m<sup>3</sup> (うち違法増設分約 110 万 m<sup>3</sup>)
- ⑤ 廃棄物の種類 産業廃棄物：約 841 千 t (汚泥、シュレッダーダスト、燃え殻など)  
一般廃棄物：約 354 千 t (焼却残渣、不燃性廃棄物)
- ⑥ 産廃・一廃比率 7 対 3

#### (3) 不適正処分の内容等

##### ① 概要

昭和 62 年から、福井県敦賀市檜曲に設置した管理型最終処分場で廃棄物最終処分業を営んできたキンキクリーンセンター株式会社(以下「事業者」という。)が、無許可で管理型最終処分場の容量を変更し、平成 4 年 5 月の届出容量を大きく超える廃棄物の処分を行ったもので、埋立地(廃棄物を埋立処分した場所をいう。以下同じ。)からの浸出液が直下を流れる木の芽川に漏出している。

##### ② 不適正処分の時期

処分業の取消処分に係る聴聞において、事業者が、平成 8 年 3 月以降、増設を行うことを余儀なくされた旨述べていたことや、平成 8 年 5 月に、大量の遮水シートが納品された事実が認められることから、無許可の容量変更(違法増設)が始まったのは平成 8 年 5 月以降と思われる。

③ 不適正処分の規模

平成4年5月に届出された増設処分場（以下「処分場」という。）の設計図および容量計算書や、安全性調査における処分場天端の面積やえん堤の高さ測定の結果から、当該処分場の届出容量の約9万m<sup>3</sup>に対し、約119万m<sup>3</sup>の容量となっていることが確認された。

④ 特定産業廃棄物の種類・量等

ア 事業者から徴収した平成4年度以降の実績報告および敦賀市の調査結果から、産業廃棄物は、汚泥約377千トン、シュレッダーダスト約353千トン、燃え殻約74千トンなど総計約841千トン、一般廃棄物は、焼却残渣、不燃性廃棄物で約354千トンと認められ、産業廃棄物と一般廃棄物の割合は7対3である。

（表－1）

なお、事業者からの報告や排出事業者調査では、有害産業廃棄物の埋め立てを確認することはできない。

表－1 敦賀市民間最終処分場廃棄物搬入量 (単位：トン)

		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
産業 廃棄 物	燃え殻	3,876	3,904	4,106	4,118	6,942	10,728	14,780	13,124	12,507	74,085
	汚泥	20,868	24,388	24,759	26,704	54,455	55,510	90,014	57,124	23,436	377,258
	鋳さい	1,152	1,076	1,037	1,629	810	563	843	699	543	8,352
	ばいじん	77	750	747	76	127	110	14	114	62	2,077
	紙くず									11	11
	木くず	22	104	22		23	156				327
	動植物残さ		70	1,139	686	486	669	364	1,385	194	4,993
	13号廃棄物							4,921	4,862	1,869	11,652
	ガラス・陶磁器くず							545	5,984	2,492	9,021
	シュレッダーダスト					40,134	48,711	80,868	128,139	55,061	352,913
	小計(A)	25,995	30,292	31,810	33,213	102,977	116,447	192,349	211,431	96,175	840,689
一般廃棄物(B)	82,365	27,682	29,152	29,844	27,997	21,105	73,129	53,237	9,460	353,972	
合計(C)	108,360	57,974	60,962	63,057	130,974	137,552	265,478	264,668	105,635	1,194,661	
産業廃棄物割合(A)/(C)	0.24	0.52	0.52	0.53	0.79	0.85	0.72	0.80	0.91	0.70	
一般廃棄物割合(B)/(C)	0.76	0.48	0.48	0.47	0.21	0.15	0.28	0.20	0.09	0.30	

※平成4年度以降の処分場に係る廃棄物搬入量

イ 処分場は、概ね 70m～80mの井桁構造で埋立が行われたことから、その井桁構造に合わせて、処分場内で 12ヶ所のボーリングを行った。

このボーリング調査により判明した廃棄物の組成は、土壌・その他（燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじんおよび覆土を含む。）が約 55%、ガラス陶磁器くず（φ 5mm 以上の礫、自然石などを含む）が約 26%、廃プラスチック類（シュレッターダストを含む。）が約 11%を占めていた。

ウ 廃棄物の溶出試験および含有試験の結果、鉛以外は、有害産業廃棄物の基準を超えて検出されなかった。鉛は、溶出試験において 60 試料中 2 試料（1.2mg/L、0.7mg/L）で検出されているが、鉛の拡散性は低く、廃棄物に吸着されやすく、処分場内の水質分析では有害産業廃棄物の基準を超えていないことから、特定産業廃棄物区分における有害産業廃棄物相当物は含まれないものと整理した。

#### （４）事案の経緯

##### ① 廃棄物処分場設置～処分場拡幅確認前（昭和 62 年 1 月～平成 6 年 7 月）

事業者は、昭和 62 年 1 月 19 日に敦賀市檜曲地係において、産業廃棄物処理施設（埋立面積：4,500 m<sup>2</sup>）の管理型最終処分場（以下「旧処分場」という。）の設置届出を行い、以降、表一 2 のように増設を行ってきた。

表一 2 届出規模

届出年月日	埋立面積 * ( )は増加量		埋立容量 * ( )は増加量		変更内容
S62. 1. 19	4,500 m <sup>2</sup>		21,528m <sup>3</sup>		
S62. 7. 20	6,904 m <sup>2</sup>	(2,404 m <sup>2</sup> )	62,965m <sup>3</sup>	(41,437m <sup>3</sup> )	法面の傾斜変更
H 元. 10. 3	7,703 m <sup>2</sup>	( 799 m <sup>2</sup> )	109,018m <sup>3</sup>	(46,053m <sup>3</sup> )	堰堤の嵩上げ
H 4. 5. 8	旧処分場	7,703 m <sup>2</sup>	旧処分場	109,018m <sup>3</sup>	隣地への増設
	増設処分場	9,114 m <sup>2</sup>	増設処分場	88,980m <sup>3</sup>	
	計	16,817 m <sup>2</sup>	計	197,998m <sup>3</sup>	

特に、平成 2 年から平成 3 年にかけて、地元住民から、処分場増設についての反対運動が起きた。そのような状況において、処分場増設問題を協議するため、県、敦賀市および市民団体等で構成する「敦賀市民間廃棄物最終処分場対策協議

会」(以下「市協議会」という。)が設置された。県は、市協議会の報告を受け、処分場の増設規模を約18万m<sup>3</sup>から約8万9千m<sup>3</sup>に縮小するよう行政指導を行い、平成4年5月、事業者はこれに従って届出を行った。

なお、旧処分場は、平成4年に満杯になったため、埋め立てを終了し覆土された。

また、この間における水質モニタリング調査においては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年総理府厚生省令第1号。以下「基準省令」という。)に規定する保有水等に係る放流水の水質基準(以下「排水基準」という。)を超える物質は検出されておらず、生活環境保全上の支障は生じていなかった。

## ② 処分場拡幅確認～立入検査拒否(平成6年8月～平成8年3月)

平成6年8月、県は、処分場の一部拡幅を確認したため、事業者に対し原状回復を口頭指導したところ、事業者はこれに従い、同年12月に原状回復を行った。

また、平成7年5月、県は、立入検査の際に届出範囲の高さ以上の遮水シート貼り付けを確認したため、事情聴取したところ、事業者は、平成4年当時の届出内容に対し不足している部分を継ぎ足した旨を申し出たため、県は、事業者にその根拠を示す報告書の提出を指導したが、結局、報告書は提出されなかった。

県は、平成4年の担当者から当時の状況を確認し、指導票の交付を含めてその対応を検討したが、平成4年の増設の届出時にその範囲が特定されていなかったことなどの理由から、立入検査による報告内容の確認とシートの接合部分の安全性の確認を行うこととし、指導票の交付は行わなかった。

県は、平成7年11月、シートの接合部分等の安全性確認のための立入検査を行い、その際、事業者が確認のために予め掘削していた場所以外の場所についてもその場で掘削させて安全性確認を行ったが、このときの県の行為に対して事業者は反発し、平成8年3月以降、県の立入検査を拒否することとなった。

なお、この間における水質モニタリング調査においては、特に排水基準を超える物質は検出されておらず、生活環境保全上の支障は生じていなかった。



③ 立入検査拒否後～違法増設認知前（平成8年4月～平成11年9月）

平成8年3月以降、処分場への立入検査が拒否され、廃棄物担当課の者は処分場内に入れなくなったが、当時、事業者の処分場は嶺南地域における唯一の管理型最終処分場であり、県においても管理型最終処分場については収集運搬効率を考慮した地域別処理体制としていたため、嶺南における管理型最終処分場の確保が必要だったことや増設に係る事前審査願が提出されれば立ち入りができると考えていたことから、増設手続を進めるよう指導を繰り返し、立入検査拒否の罪での刑事告発等を行わなかった。

この期間において、環境影響評価の事前調査や悪臭の調査等のために処分場に4回立ち入ったが、事前調査は廃棄物担当課以外の職員が行ったこと、悪臭の調査等においては、事業者から立ち入り時の写真撮影禁止等の制限を受けていたこと、担当者の異動等による事務引継ぎが不十分で処分場の届出範囲等についての状況を把握していなかったことから、平成8年5月以降に始まったと解される違法増設については、これを把握できなかった。

さらに県は、事業者に対し、残余容量があるうちに、増設する場合には地元同意を取り付けた上で、増設許可申請の事前審査手続および環境影響評価を実施するよう指導することを優先したこともあって、結果的に、県の許可を受けないまま処分場の違法増設を許すこととなった。

なお、平成9年7月、県は、上記のとおり管理型最終処分場確保の必要性があったこともあり、事業者による立入検査拒否が続く中、産業廃棄物処理実績報告書に記載された処分場の残余容量と排水基準を超えていないという水質検査結果は施設に係る基準に適合すること、事業者がそれまでは順調に経営を継続していたことから人的能力に係る基準にも適合していたこと、欠格要件にも該当していなかったことから、事業者の産業廃棄物処理業の許可更新を行った。

この間、悪臭の苦情が2回あったが、県の調査では異常は認められず、水質モニタリング調査でも排水基準を超える物質は検出されていない。

④ 違法増設認知後～措置命令・代執行（平成11年10月～平成15年6月）

平成11年8月ころ、木の芽川護岸から汚水が流出しているとの地元からの苦情を受け、県は、その原因調査のため、同年10月、処分場に隣接する採石場に立ち

入ったが、その際、平成4年5月の届出の面積・容量を明らかに超えた廃棄物の埋め立てを確認し、処分場の違法増設を認知した。

そこで、県は、木の芽川護岸の湧水の水質検査を実施したが、全窒素、溶解性マンガンが排水基準を超えたものの、木の芽川の河川水の検査においては環境基準を超えていなかったため、生活環境の保全上の支障やそのおそれはないものと判断した。その後、県は、平成12年1月および同年6月にも同様の検査を行ったが、全窒素、溶解性マンガンで排水基準を超える値が検出されたものの、超過項目についても環境に影響を与える程の濃度ではないと考え、特に対応は行わなかった。

処分場の違法増設を認知した後、県は、直ちに搬入中止や処分業の許可取消などの行政処分を行えば事業者の倒産等を招きかねず、その場合には、処分場の浸出液処理設備（以下「事業者水処理施設」という。）の維持管理を事業者が放棄するおそれがあると考え、埋め立て期間等を限定の上で増設を認める方向での現実的解決策を模索したが、厚生省の指導により、平成12年8月31日に、事業者に対し搬入中止の指導を行った。

そして県は、同年9月、事業者とその役員2名を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）違反（無許可増設）で福井県警に告発し、平成13年9月には、事業者に対し、廃棄物処分業・収集運搬業の許可の取消処分を行った。

#### ア 処分場の安全性

県は、処分場の安全性について検討するため、平成12年11月、廃棄物や地質関係等の学識経験者で構成する「福井県民間最終処分場技術検討委員会」（以下「技術検討委員会」という。）を設置し、事業者からの報告等に基づき処分場の安全性を検討した。

##### <技術検討委員会の結果報告>

- ・平成13年3月28日

ボーリング調査や周辺地下水調査などの調査が必要との報告

- ・平成13年11月22日

浸出液の処分場外への漏出を確認し、応急対策として、雨水浸透防止のための覆土工事が必要との報告

- ・平成 14 年 9 月 17 日

処分場の浸出液がえん堤下部および木の芽川に流出しており、木の芽川護岸の漏水防止対策が必要との提言

## イ 措置命令

県は、技術検討委員会からの報告等を受け、これまでに事業者およびその役員等 6 名に対して、生活環境保全上の支障のおそれがあるとして 3 回の措置命令を発した。

<措置命令の内容（詳細は「第 4 章」を参照）>

- ・平成 13 年 3 月 2 日 事業者水処理施設の維持管理等を行う措置命令
- ・平成 13 年 12 月 5 日 処分場の覆土工事を行う措置命令
- ・平成 14 年 10 月 11 日 木の芽川護岸の漏水防止対策の措置命令

しかし、事業者は、これら措置命令に対し、事業者水処理施設の維持管理のみを行っただけであり、県は、平成 14 年 4 月 4 日に覆土対策工事の代執行、同年 11 月 5 日に木の芽川護岸漏水防止対策工事の代執行に着手し、それぞれ、平成 14 年 8 月 30 日、平成 15 年 6 月 27 日に完了した。

また、事業者水処理施設の維持管理についても、事業者は、平成 14 年 11 月 8 日にこれを停止したため、県は、同年 11 月 13 日に代執行に着手し、現在も継続している。

## 2 これまでに実施した応急対策等

### (1) 応急対策時における生活環境保全上の支障発生のおそれ

平成 13 年 9 月および 10 月に、県が処分場内外の 9 箇所で実施した水質検査の結果、ビスフェノール A が処分場の内外とも比較的高濃度で検出されたことや埋立地内外の水質の類似性から、埋立地からの浸出液が木の芽川に漏出していることが判明したことから、生活環境保全上の支障が生ずるおそれがあり、早急に応急対策を実施する必要があると判断した。

## (2) 応急対策の概要

### ① 覆土対策

- ・平成13年12月5日 措置命令「埋立地内部への雨水の浸透を防止する措置を講ずること。」
- ・平成14年4月4日 覆土工事の代執行開始
- ・平成14年8月30日 覆土工事の完了

<事業概要> 浸出液の処分場外への漏出を確認したことから、埋立地内部への雨水の浸透を防止し、浸出液の漏出量削減を図るため、埋立地表層部等を雨水の浸透率が低い土を使用して覆土工事を実施

- ・覆土工… 雨水の浸透抑制に効果のある土（粘土質）を使用し、5%以上の勾配で整形

覆土面積…38,000 m<sup>2</sup>

- ・調整池等… 覆土により、雨水が表流水として、急激に木の芽川へ流出することを防止するために雨水調整池を設置

中央集水路…195m

調整池…各600m<sup>3</sup>（2箇所）

流路溝…379m（東西2箇所）

- ・ガス抜管… 覆土により、埋立地から発生するガスが、埋立地内部に滞留することを防止するため、ガス抜管を敷設

ガス抜管…504m

<事業費> 測量設計費 7,350千円

工事費 77,910千円 計85,260千円

② 木の芽川護岸漏水防止対策

- ・平成 14 年 10 月 11 日 措置命令「木の芽川護岸等から木の芽川への浸出液の流入を防止する措置を講ずること。」
- ・平成 14 年 11 月 5 日 護岸漏水防止対策の代執行開始
- ・平成 15 年 6 月 27 日 対策工事完了

<事業概要> 埋立地から漏出した浸出液がえん堤下部および護岸から木の芽川へ流入することを防止するため、電気伝導度が高い護岸背面約 100mにおいて遮水壁を設置し、暗渠集水管により集水井戸に導き、浄化するための水処理施設を建設する。

- ・遮水壁… 木の芽川護岸背面部において、埋立地から漏出した浸出液を集水するためコンクリート遮水壁と暗渠集水管を設置し漏出水を集める。延長 約 100m

- ・集水井戸… 暗渠集水管で集水した漏出水を集める。

径 2m の井戸 2 箇所 径 3.5m の井戸 1 箇所

- ・水処理施設…処理能力 350m<sup>3</sup>/日 (H15.6.13 設置。以下「県水処理施設」という。)

処理方式 アンモニアストリッピング法+マンガン砂法+活性炭吸着法

- ・揚水設備… 集水井戸に集められた漏出水を揚水ポンプにより、県水処理施設まで圧送する。

<事業費> 測量設計費 33,075 千円

工事費 120,000 千円 計 153,075 千円

③ 事業者水処理施設の維持管理等

- ・平成 13 年 3 月 2 日 措置命令「埋立地からの浸出液により、公共の水  
域および地下水を汚染するおそれのないよう、浸出  
液処理設備（事業者水処理施設）の適正な維持管理  
等を行うこと。」
- ・平成 14 年 11 月 8 日 事業者水処理施設の停止確認
- ・平成 14 年 11 月 13 日 事業者水処理施設の維持管理等の代執行

<事業概要> 浸出液を揚水・浄化し、基準に適合した処理水を放流

- ・浄化処理（事業者水処理施設による処理量：50m<sup>3</sup>／日、県水処理施設  
による処理量：300m<sup>3</sup>／日（H15. 6. 13 以降））
- ・脱水機の運転および汚泥処理
- ・処理工程での水質検査 等

<事業費> 平成 14 年度 15,931 千円（H14. 11. 13～H15. 3. 31）

平成 15 年度 40,757 千円（H15. 6. 13 県水処理施設での水処理開始）

平成 16 年度 56,583 千円

平成 17 年度 51,889 千円

（これまでの主な経緯については、表－3 参照）

### (3) 応急対策の効果検証

平成16年2月、技術検討委員会から、代執行により実施した覆土対策、木の芽川護岸漏水防止対策の効果を確認するため、処分場内観測井戸での水位観測、処分場内外観測井戸での一斉水質検査と木の芽川河川水および周辺の地下水調査結果等について検証し、その報告がなされた。

#### <技術検討委員会・効果検証報告>

##### ○ 覆土対策の効果

- ・ 処分場内観測井戸において、一定の水位低下が確認された。
- ・ 調整池の雨水貯水量測定結果および蒸発散量の試算結果から、処分場に降った雨の総量の84%が処分場内に浸透せずに排除されている。
- ・ 処分場外観測井戸の水質が覆土対策後改善し、低濃度で安定している。

##### ○ 木の芽川護岸漏水防止対策の効果

- ・ 新たに造った護岸遮水壁において、埋立地から漏出している浸出液と処分場内の地下水が混ざり合った水（以下「浸出水」という。）を毎日300m<sup>3</sup>集水し、処理した後、放流している。
- ・ 処分場下流の観測地点において、ビスフェノールAの濃度が、漏水防止対策前と比べて大幅に減少（4.5μg/L→0.57μg/L）している。

しかし、調査結果に基づく漏出量の試算では、年間を通しての埋立地からの漏出量は、概ね100m<sup>3</sup>～240m<sup>3</sup>/日程度と考えられ、このうち、木の芽川護岸遮水壁で、概ね70m<sup>3</sup>～80m<sup>3</sup>/日程度が集水・処理されている。その結果、遮水壁で集水・処理されずに木の芽川へ漏出する量は、概ね20m<sup>3</sup>～170m<sup>3</sup>/日程度となった。

このため、技術検討委員会から、「将来にわたって生活環境への支障が全くないとは断定できないことから、今後、埋立地からの浸出液が木の芽川に漏出することを防止するための更なる対策を講じる必要があり、その対策としては、技術的にも経済的にも合理的かつ効果的な方法を検討する必要がある」との報告がなされた。

表－3 敦賀市民間最終処分場の主な経緯

年 月	経 緯
S 62. 1	産業廃棄物処理施設設置届出（管理型最終処分場） 面積： 4,500 m <sup>2</sup> 容量： 21,528m <sup>3</sup>
S 62. 7	産業廃棄物処理施設変更届出（法面の傾斜変更） 面積： 6,904 m <sup>2</sup> （ 2,404 m <sup>2</sup> 増加） 容量： 62,965m <sup>3</sup> （41,437m <sup>3</sup> 増加）
S 62. 9	産業廃棄物処理業（最終処分）の許可
S 62. 10	一般・産業廃棄物処理施設設置届出（管理型最終処分場）
S 63. 2	産業廃棄物処理業の変更許可（収集運搬業の追加）
H元. 10	産業廃棄物処理施設変更届出（堰堤の嵩上げ） 面積： 7,703 m <sup>2</sup> （ 799 m <sup>2</sup> 増加） 容量：109,018m <sup>3</sup> （46,053m <sup>3</sup> 増加）
H 2～H 3	事業者の処分場増設にかかる地元住民による反対運動
H 4. 2	敦賀市民間廃棄物最終処分場対策協議会報告
H 4. 4	事業者に対し、増設規模の縮小を指導（文書による指導）
H 4. 5	産業廃棄物処理施設変更届出（隣接地への増設） 面積： 16,817 m <sup>2</sup> （ 9,114 m <sup>2</sup> 増加） 容量：197,998m <sup>3</sup> （88,980m <sup>3</sup> 増加）
H 4. 7	改正廃棄物処理法施行（処分場設置 届出→許可）
H 6. 8	処分場の一部拡幅を確認
H 6. 12	処分場の一部拡幅の原状回復を確認
H 7. 5	処分場の遮水シート嵩上げを確認
H 7. 11	遮水シートの接合部の安全性を確認
H 8. 3	事業者が処分場への立入拒否（～H11）
H 8. 5～	事業者が遮水シートを大量購入
H 8. 8	環境影響評価のため、処分場への事前調査
H 8. 12	悪臭に関する立入調査
H 9. 6	環境月間として、処分場への立入検査
H 9. 7	産業廃棄物処分業・収集運搬業の許可の更新
H 9. 10	悪臭に関する立入調査
H11. 10	違法増設を認知



年 月	経 緯
H12. 8	施設使用停止と廃棄物搬入中止の行政指導
H12. 9	事業者と役員2名を廃棄物処理法違反で告発
H12. 11	処分場の安全を調査検討するための、「福井県民間最終処分場技術検討委員会」を設置
H13. 3	技術検討委員会から県に対して報告書の提出 (事業者からの報告と現地調査に基づく検証・検討結果)
H13. 3	措置命令(浸出液処理設備(事業者水処理施設)の適正な維持管理等)
H13. 9	産業廃棄物処理業・収集運搬業の許可取消
H13. 12	措置命令(雨水浸透防止のための覆土)
H14. 2	知事、副知事の減給、関係職員24名を懲戒処分
H14. 3	技術検討委員会から県に対して報告書の提出(安全性調査の検証結果)
H14. 4	事業者、経営を断念(銀行取引停止)
H14. 4	覆土工事の代執行着手(H14. 8 工事完成)
H14. 9	技術検討委員会(木の芽川護岸漏水防止対策)
H14. 10	措置命令(木の芽川護岸での漏水防止対策)
H14. 11	木の芽川護岸での漏水防止対策の代執行着手(H15. 6 工事完成)
H14. 11	事業者水処理施設の維持管理等の代執行着手(現在も継続)
H15. 6 ~H16. 3	敦賀市議会、敦賀市処分場問題対策協議会および敦賀市東郷地区区長会に対する説明会(対策効果の検証状況等)
H16. 2	技術検討委員会から県に対して報告書の提出(効果確認と今後の対策)
H16. 11	「敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会」の設置
H17. 2	敦賀市議会、敦賀市処分場問題対策協議会および敦賀市東郷地区区長会に対する説明会(処分場対策等について)
H17. 8	環境保全対策協議会(現地調査の中間報告)
H17. 12	環境保全対策協議会(調査・解析結果の報告、対策案の検討)
H17. 12	敦賀市処分場問題対策協議会および敦賀市東郷地区区長会に対する説明会(調査・解析結果の報告、処分場対策について)
H18. 1	環境保全対策協議会(処分場対策案の検討)
H18. 1	敦賀市処分場問題対策協議会および敦賀市東郷地区区長会に対する説明会(処分場対策について)

### 3 生活環境保全上の支障を除去する必要性

これまでの応急対策により、処分場内観測井戸での水位低下、処分場外観測井戸および木の芽川の処分場下流での水質改善が確認され、一定の漏水防止効果が認められたが、漏出水のすべてを木の芽川護岸の遮水壁で集水しきれず、木の芽川へ流出している事実も明らかとなった。

また、保有水および周辺地下水の水質が、排水基準および「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」（平成 12 年総理府厚生省令第 2 号）に規定するダイオキシン類に係る放流水の水質基準（以下「排水等基準」という。）を超過している状況も確認された。

このため、埋立地から漏出した排水等基準を超える浸出液が、農業用水や下流域の水源井戸の涵養源となっている木の芽川に流出し、下流域の農作物や井戸水等へ影響を及ぼすおそれがあり、支障の除去を早期に実施する必要がある。

## 第2章 特定支障除去等事業の実施に関する事項

### 1 敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会による対策検討

平成16年2月の技術検討委員会報告を受け、県は、平成16年11月に、専門家、地元住民、行政で構成する「敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会」（以下「環境保全対策協議会」という。）を設置した。環境保全対策協議会では、処分場の漏水防止対策の検討等、生活環境保全上の支障を除去するために必要な対策について、平成17年度末までに6回にわたる検討を行い、調査結果については次のとおり整理した。

#### (1) 廃棄物の種類・性状・成分

処分場内12ヶ所のボーリング調査による、廃棄物の種類、性状、成分の分析結果は次のとおりである。

- ① 処分場の廃棄物は主に燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、ガラス陶磁器くず、廃プラスチック類（シュレッターダストを含む。）で、全体の約9割を占める。
- ② 溶出試験では、60試料中2試料で鉛が有害産業廃棄物の基準値を超えたが、その他は基準を超えていない。
- ③ 含有試験では、有害産業廃棄物の基準を超えていない。

#### (2) 保有水、周辺地下水等の水質

保有水（処理原水、埋立地内観測井戸12ヶ所）、地下水（処分場内および処分場周辺の観測井戸25ヶ所）および木の芽川河川水について水質検査を行った結果は、次のとおりであった。

- ① 保有水の水質：水銀、ジクロロメタン、砒素、鉛、ベンゼン、フッ素、ほう素、BOD、SS、全窒素、n-ヘキサン抽出物質、フェノール類、溶解性鉄、溶解性マンガン、銅、亜鉛、大腸菌群数またはダイオキシン類について、排水等基準を超えていた。
- ② 地下水の水質：処分場内の6ヶ所の井戸で、鉛、砒素またはダイオキシン類が、基準省令に定める地下水等検査項目に係る基準および「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年法律第105号）に規定する水質の汚濁に係る環境基準（以下「地下水等基準」という。）を超えていた。

また、処分場内 14 ヶ所の井戸で、鉛、砒素、ダイオキシン類、pH、BOD、SS、全窒素、n-ヘキサン抽出物質、溶解性鉄または溶解性マンガンについて、排水等基準を超えていた。

表-4 保有水および地下水に係る基準超過項目

	調査項目	基準超過項目
保有水	排水等基準 (40 項目)	水銀、ジクロロメタン、砒素、鉛、ベンゼン、フッ素、ほう素、BOD、SS、全窒素、n-ヘキサン抽出物質、フェノール類、溶解性鉄、溶解性マンガン、銅、亜鉛、大腸菌群数、ダイオキシン類 (18 項目)
地下水	地下水等基準 (24 項目)	鉛、砒素、ダイオキシン類 (3 項目)
	排水等基準 (40 項目)	鉛、砒素、ダイオキシン類、pH、BOD、SS、全窒素、n-ヘキサン抽出物質、溶解性鉄、溶解性マンガン (10 項目)

### (3) 地下水流動

処分場およびその周辺の高密度電気探査、観測井戸における地下水位観測および水収支シミュレーションを行った結果は、次のとおりであった。

- ① 処分場東側、南側、西側の山体の地下水は、処分場シート下に流下し、処分場北側の木の芽川へ流出している。
- ② 地下水の木の芽川への流出量は、年間平均で約 3,270m<sup>3</sup>/日と計算される。
- ③ 処分場直下の北陸トンネルの湧水量は、少量であると考えられる。
- ④ 埋立地から流出した浸出液の影響を受けた地下水は、ほとんどが木の芽川に湧出し、岩盤を通して地下水盆に直接流入することはない。

### (4) 地質・岩盤状況および透水性

弾性波探査、処分場シート下の斜めボーリング 3 ヶ所、処分場周辺のボーリング 15 ヶ所およびボーリング孔における現場透水試験を行った結果は、次のとおりであった。

- ① 処分場周辺の岩盤は、主に頁岩で、一部に砂岩、チャートが分布し、東側では

ひん岩が貫入している。

- ② 一部で透水性が高い箇所も認められるが、全体に難透水性岩盤が連続して分布している。

#### (5) 保有水、周辺地下水の水位

処分場内および周辺の観測井戸の水位観測を行った結果は、次のとおりであった。

- ① 処分場内の保有水位は、標高 140～150m 付近に位置している。
- ② 処分場周辺山体の地下水位は、処分場内の保有水位よりも高い位置にある。
- ③ 処分場シート下の地下水位は、標高 80～120m でシート下の土砂部分に位置している。

#### (6) 処分場の安定性

処分場、えん堤、周辺土砂の土質試験結果に基づき安定計算を行った結果、処分場は、常時・地震時とも安定していた。

## 2 対策に係る基本方針の検討

環境保全対策協議会においては、さらに次の①から⑤のとおり方向性を整理し、4つの基本方針案（A～D）について比較検討を行った。（表－5）

- ① 廃棄物撤去の必要性はないこと。
- ② 木の芽川への浸出水の漏出を防止する必要があること。
- ③ 遮水壁による漏出防止は可能であること。
- ④ 遮水シートからの浸出液の漏出を抑制するため保有水の水位を低下させる必要があること。
- ⑤ 処分場の崩壊の危険性はないこと。

その結果、A案の自然浄化を基本とすることが決定し、さらに、自然浄化のみでは処分場の安定化に長期間を要することから、水と空気の注入を行い廃棄物の浄化促進を図ることが、将来にわたり汚染拡散のリスクおよび維持管理経費の低減となり、最も合理的な対策であると判断された。

表－５

支障除去対策(抜本対策)			
A	B	C	D
<b>自然浄化による廃棄物安定化</b> ① 雨水の自然浸透による廃棄物の浄化 ② 保有水の揚水による準好気環境形成による廃棄物の安定化	<b>浄化促進工法による早期安定化</b> ① 水の強制浸透による洗浄・安定化 ② 好気環境形成による酸化・分解促進 ③ 薬剤注入による酸化・分解の促進	<b>不溶化工法による安定化</b> ① 薬剤注入による廃棄物の不溶化	<b>廃棄物の掘削除去(汚染源の除去)</b> ① 部分撤去(有害性の高い部分のみ) ② 全量撤去(汚染土壌も含む)
<b>漏水対策</b> ・遮水壁は部分遮水～全周遮水の選択が可能。なお安定化まで長期間遮水壁が必要。 ・準好気化のため、場内揚水ポンプ等が必要。 ・現状に近い性能の水処理施設で対応可能である。 ・揚水する地下水量に大きな変化はないため、水処理施設の規模は比較的小さくなる。(遮水壁の選択により変化) ・廃棄物に対して静的な工法であるため、安定までの期間(水処理施設稼働期間)は長くなる。	<b>漏水対策</b> ・遮水壁は部分遮水～全周遮水の選択が可能。なお、安定化まで長期間遮水壁が必要。 ・水の強制浸透の場合には、対応する揚水・水処理が必要になる。 ・空気や薬剤等を強制的に加えることにより廃棄物が急速に変化し、水質の急激な悪化、予期しない水質変化の可能性があるため、対応できる高性能の水処理施設が必要になる。 ・水や薬剤を注入することで安定化までの期間(水処理施設稼働期間)は自然浄化に比べやや短くなる。	<b>漏水対策</b> ・遮水壁は全周遮水が必要。なお、対策完了後、数年で遮水壁は不要。 ・廃棄物にセメント等固化剤を強制的に加えることにより廃棄物が急速に変化し、水質の急激な悪化、予期しない水質変化の可能性があり、対応できる高性能の水処理施設が必要になる。 ・セメント等による固化で安定化までの期間(水処理施設稼働期間)は比較的短くなる。	<b>漏水対策</b> ・遮水壁は、全周遮水が必要。なお、対策完了後、数年で遮水壁は不要。 ・掘削による廃棄物の露出・急激な変質により、著しい水質の悪化や予期しない水質の変化に対応できる高性能の水処理施設が必要になる。 ・廃棄物の露出による影響を防止、悪化した浸出水の発生を抑制するため、キャッピング等が必要になる。 ・廃棄物を除去するため、水処理施設の稼働期間は撤去完了後短時間で終了する。

また、漏水防止対策については、４つの案（Ⅰ～Ⅳ）について比較検討され、確実な遮水効果があること、地下水のコントロールがしやすいこと、浸出水処理量が最も少ないこと、さらに、工事費および維持管理経費のトータルコストが最も小さいことから、Ⅳ案が最も合理的であると判断された。（表－６～９参照）

平成 18 年 1 月、環境保全対策協議会において、漏水防止対策と廃棄物対策の適切な組合せとすることを基本に、環境面の安全性、維持管理の容易性、技術上の適応性、経済性の観点から、以下のとおり対策の基本方針に係る方向性等がとりまとめられた。

- ・ 漏水防止対策については、全周を遮水壁で囲み、雨水の浸透を抑制するためのキャッピングを行うこと。
- ・ 廃棄物対策については、自然浄化を中心に、水、空気の注入による浄化促進を図ること。
- ・ モニタリングについては、その結果を公開すること。

表－6

案Ⅰ	<b>【漏水拡散防止＋保有水位低下】</b>	
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場北側に遮水壁を設置し、木の芽川への漏水を防止する。</li> <li>・処分場内の保有水を揚水し、保有水水位を低下させる。</li> </ul>	
特徴	遮水壁の延長は短いものの、周辺からの地下水流入量が多く、水処理量は大きくなる。 平均浸出水量：2,343m <sup>3</sup> /日	
概要図		
事業費	概算工事費：68億円 概算維持管理費：61億円（10年）、121億円（20年）、163億円（30年）	

表－7

案Ⅱ	<b>【漏水拡散防止＋保有水位低下＋雨水浸透抑制＋地下水流入防止（南側）】</b>	
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処分場北側に遮水壁を設置し、木の芽川への漏水を防止する。</li> <li>・処分場内の保有水を揚水し、保有水水位を低下させる。</li> <li>・処分場南側に遮水壁を設置し、地下水の流入を防止する。</li> <li>・処分場およびその周辺にキャッピングを行い、雨水の流入を防止する。</li> </ul>	
特徴	南側からの地下水流入を防止し、キャッピングにより雨水浸透を抑制することで、水処理量が低減される。 平均浸出水量：439m <sup>3</sup> /日	
概要図		
事業費	概算工事費：94億円 概算維持管理費：32億円（10年）、64億円（20年）、84億円（30年）	

表－ 8

案Ⅲ	<b>【漏水拡散防止＋保有水位低下＋地下水流入防止（南側および東西側）】</b>
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分場北側に遮水壁を設置し、木の芽川への漏水を防止する。</li> <li>・ 処分場内の保有水を揚水し、保有水水位を低下させる。</li> <li>・ 処分場全周に遮水壁を設置し、地下水の流入を防止する。</li> </ul>
特徴	<p>全周に遮水壁を設けることにより、地下水の流入を防止し、水処理量が低減される。</p> <p>平均浸出水量：605m<sup>3</sup>/日</p>
概要図	
事業費	<p>概算工事費：105億円</p> <p>概算維持管理費：39億円（10年）、79億円（20年）、106億円（30年）</p>

表－ 9

案Ⅳ	<b>【漏水拡散防止＋保有水位低下＋雨水浸透抑制＋地下水流入防止（南側および東西側）】</b>
対策工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 処分場北側に遮水壁を設置し、木の芽川への漏水を防止する。</li> <li>・ 処分場内の保有水を揚水し、保有水水位を低下させる。</li> <li>・ 処分場南側に遮水壁を設置し、地下水の流入を防止する。</li> <li>・ 処分場およびその周辺にキャッピングを行い、雨水の流入を防止する。</li> </ul>
特徴	<p>全周に遮水壁を設けることにより、地下水の流入を防止し、キャッピングにより雨水浸透を抑制することで、水処理量が低減される。</p> <p>平均浸出水量：92m<sup>3</sup>/日</p>
概要図	
事業費	<p>概算工事費：92億円</p> <p>概算維持管理費：17億円（10年）、32億円（20年）、41億円（30年）</p>



### 3 特定支障除去等事業の基本方針

環境保全対策協議会において取りまとめられた対策の方向性をもとに、実施範囲等基本方針を定めた。

#### (1) 特定支障除去等事業の実施範囲

平成13年に県が実施した、処分場の安全性調査におけるシートの端部確認による処分場天端の面積やえん堤の高さ測定の結果から、廃棄物処理法第18条に基づき徴収した処分場の設計図および容量計算書に記載された処分場の埋立面積、約8万 $m^2$ 、埋立容量、約119万 $m^3$ を確認した。

特定支障除去等事業は、処分場周辺への浸出液の拡散防止、処分場への周辺地下水の流入防止を目的としていることから、特定支障除去等事業の実施範囲は、浸出液による汚染の拡散や遮水壁等の対策工の施工性を考慮し、図-1に示す範囲（約214,000 $m^2$ ）に対する事業とする。

なお、当初計画していた事業範囲は、211,000 $m^2$ であったが、平成22年度に遮水壁南側に想定されない廃棄物層が確認されたため、施工面積を214,000 $m^2$ とした。

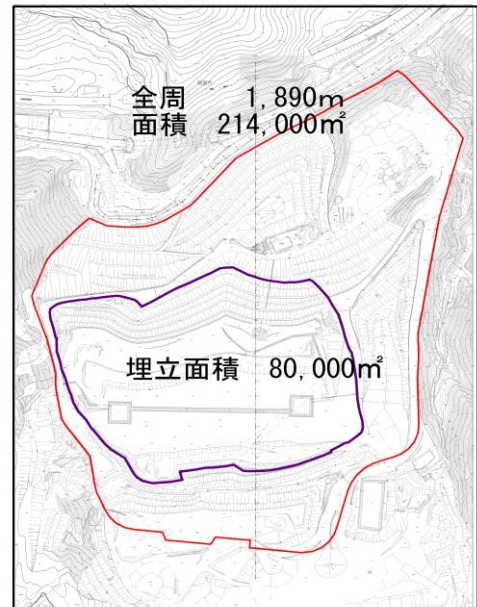


図-1 (H25.1月変更)

#### (2) 生活環境保全上達成すべき目標等

埋立地内の保有水の水質が、排水等基準に適合するまでの間、県水処理施設で適正に処理する等、浸出水が周辺地下水や木の芽川に流出することを防止するために必要な措置を講じる。

また、汚染源となっている保有水の水質が、早期に、排水等基準に適合するよう適切な対策を講じる。

#### (3) 特定支障除去等事業の実施方法

応急の覆土対策、木の芽川護岸漏水防止対策を行ったものの、依然として木の芽

川への浸出液の漏出があること、この処分場からの漏出のほとんどは処分場北側から木の芽川に流出していること、埋立地内の保有水の水位は高く、水質濃度が高いことから、環境保全対策協議会の検討結果を踏まえ、排水等基準を超える浸出液の木の芽川への流出防止を行うとともに、浸出液の発生源である処分場内の廃棄物の浄化促進を行い、処分場の早期安定化を図る。

### 第3章 特定支障除去等事業の内容に関する事項

#### 1 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の方法

##### (1) 浸出液の木の芽川への流出防止対策

###### ① 遮水壁の設置

浸出水は、北側に位置する木の芽川に向かって流下していることが確認されていることから、処分場北側に遮水壁を設置し、木の芽川への浸出水の流出を防止する。

浸出水は、遮水壁内側の必要な箇所に設置する揚水井戸で揚水し、県水処理施設により処理を行う。

遮水壁は、浸出水の地下への拡散状況や施工性を考慮して木の芽川護岸付近に設置し、難透水性岩盤が確認されている深度までカーテングラウチングによる遮水を行う。 (図-2、7参照)

###### ② 浸出水の処理

浸出水は、地下水の流入および雨水の浸透を防止することにより、地下水等の混入が抑制され、浸出液の割合が多くなることから、BOD、全窒素、SSが排水等基準を超過することが予測される。

このため、県水処理施設に、処理能力を確保したまま生物処理および凝集沈殿の前処理設備を増設・改造し、引き続き当該県水処理施設により浸出水の浄化処理を行う。

また、平成22年11月に県が新設した浸出水貯留槽により、浸出水の水量および水質の調整を行う。

(図-8参照)

##### (2) 浸出水低減および浄化対策

###### ① 遮水壁の設置による地下水の流入抑制

処分場シート下へは、東側から $840\text{m}^3/\text{日}$ 、南側からは $1,460\text{m}^3/\text{日}$ 、西側からは $360\text{m}^3/\text{日}$ の地下水流入が推定される。このため、浸出水処理量の低減を図るため、遮水壁などを設置し、周辺からの地下水流入を防止する。また、遮水壁に

において内部への流入を排除した地下水については、遮水壁外側でドレーントンネル等による排水対策を講ずる。

遮水壁は、できるだけ土砂部の浅い位置に設置し、難透水性(ルジオン値2以下)の岩盤までカーテングラウチングによる遮水を行う。

(図-2、4、5、6参照)

## ② 処分場および遮水壁内側への雨水浸透の抑制

処分場は、採石場跡地に設置されており、処分場えん堤やその周辺は、採石時に撤去した表土や採石のズリで埋戻しがなされており、土質の粒度から雨水の浸透率は高く、 $610\text{m}^3$ /日の雨水浸透が推定される。このため、浸出水処理量の低減と処分場内の保有水の水位上昇を抑制するため、処分場内部と遮水壁内側の表面部にアスファルト舗装や遮水シートによるキャッピングを行い、雨水の浸透を抑制する。

また、雨水排水のための排水路および防災調整池を設置する。

(図-2、3参照)

## ③ 保有水の低減

浸出液の漏出を減少させるとともに、埋立地内を準好気的環境とし廃棄物の浄化を促進するため、埋立地内の保有水の水位を早期に低下させる必要がある。そのため、埋立地内に揚水井戸を増設し保有水の揚水量を増加させる。

揚水した保有水については、事業者水処理施設(処理能力 $50\text{m}^3$ /日)で処理を行っていたが、県水処理施設の改造後は、当該県水処理施設により浄化処理を行うこととした。

## ④ 水や空気の注入等による廃棄物の浄化促進

処分場内には汚染濃度が高い保有水が部分的に存在していることから、汚染拡散のリスクを低下させるため、廃棄物の浄化促進を行う。

浄化促進対策の具体的な内容については、平成20年9月に環境保全対策協議会に設置した「浄化促進技術検討部会」において検証を行い、最も適当な方法として、埋立地内部に水を浸透または循環させ、洗い出し効果により浄化を促進する方法と、埋立地内部に空気を注入することにより廃棄物の分解・浄化を促進する方法を併用することとした。(図-9の概念図のとおり)

これらの浄化促進の実施に当たっては、他の対策に影響を与えないよう、保有水の水位の低下の状況を十分に確認し、実施時期や注入量などを調整しながら実施するとともに、浄化技術の発達も考慮し、浄化促進技術検討部会等から定期的に技術的意見を求め、進捗に合わせた適切な方法を講ずることとした。

また、平成24年度には、浄化促進技術検討部会において当該効果に係る検証を行い、空気や水を注入する浄化促進対策については、平成25年度以降も継続することとした。

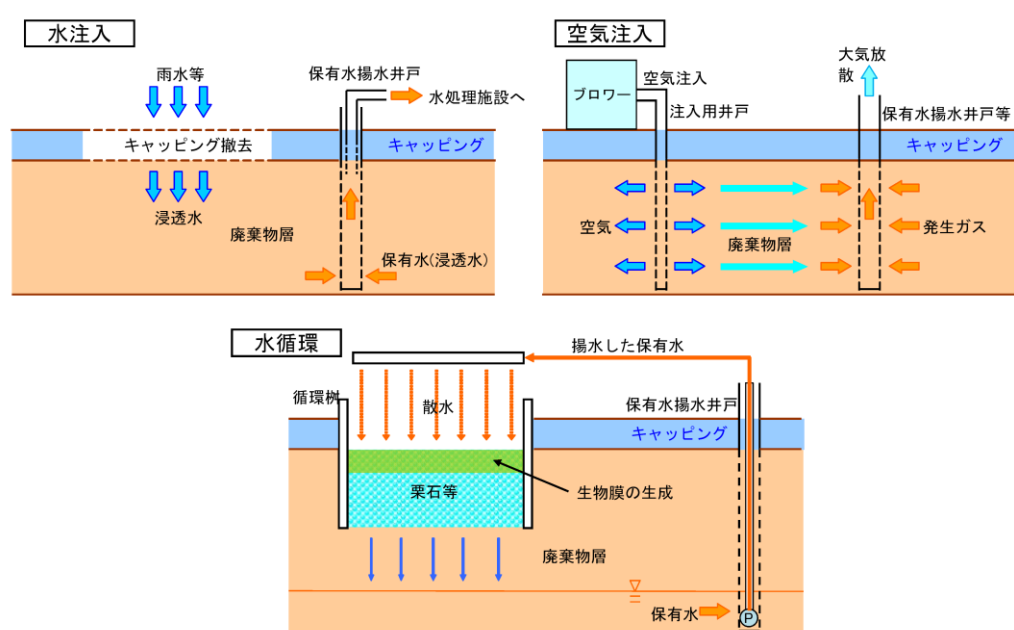


図-9 浄化対策概念図 (H25.1月変更)

保有水の低減等に伴い廃棄物層の内部温度が上昇することが予想されることから、浄化促進技術検討部会での検討の結果、埋立地内部の温度および一酸化炭素等燃焼ガスの発生状況等を継続して監視するとともに、急激な温度上昇や燃焼ガス量の増加等、異常が認められた場合は、直ちに、その原因の調査その他火災発生を未然に防止するために必要な措置を講じる必要があるとされた。

そのため、県として埋立地の地中温度を常時監視できる体制を早期に整備するとともに、埋立地の揚水井戸(30箇所)を利用して、発生ガスの測定を定期的の実施する。

浄化促進対策の実施に当たっては、浄化効果の検証に必要な水質等モニタリン

グ調査を実施するとともに、保有水の水位低下を確認後、当該効果に係る検証を行う。

また、必要に応じて、浄化促進対策等事業の内容に係る見直しを行う。

### (3) 県水処理施設による処理

#### ① 遮水壁内の浸出水の揚水量

遮水シートから漏出している浸出液量は、平均  $170\text{m}^3/\text{日}$  と試算され、また、キャッピング後の遮水壁内の雨水浸透量は、時間遅れを考慮した水収支モデルにより、平均  $115\text{m}^3/\text{日}$  と予測されている。このことから、処理が必要な浸出水量は約  $285\text{m}^3/\text{日}$  である。

浸出液の処分場からの漏出を防止するためには、浸出水の水位を木の芽川河床以下にする必要があるため、平均約  $300\text{m}^3/\text{日}$  の浸出水を揚水し処理することとした。

#### ② 埋立地内の保有水の揚水量

処分場内の浄化促進のためには、早期の保有水位の低下が不可欠である。

事業者水処理施設の処理能力は  $50\text{m}^3/\text{日}$  であり、キャッピング後の浸出液の発生量は平均  $30\text{m}^3/\text{日}$  と予測されている。このことから、保有水の減少量は、処理能力から浸出液の平均発生量を差し引いた残り  $20\text{m}^3/\text{日}$  と遮水シートからの漏出量  $170\text{m}^3/\text{日}$  の合計量、平均  $190\text{m}^3/\text{日}$  となり、保有水（平成 18 年 3 月現在の現存量： $180,000\text{m}^3$ ）の処理には、キャッピング完了後、さらに数年間が必要であると試算された。

このため、県水処理施設の改造後は、当該施設において新たに保有水の処理を行い、平均約  $100\text{m}^3/\text{日}$  の処理能力を確保することにより、早期の保有水水位低下を図ることとした。

（水処理フローについては、図－8 参照）

なお、平成 24 年 10 月現在、現存する保有水量は  $120,000\text{m}^3$  であることから、平成 26 年末ごろに当該保有水の処理が完了すると試算している。

保有水および浸出水のそれぞれの処理量については、浸出液の木の芽川への流出防止のため浸出水の揚水を優先させなければならないことから、環境保全対策協議会等において水位等の結果をもとに定期的な検証を行い、必要な調整を行うこととした。

また、水処理においては、水質に応じた処理を行い、水処理コストの低減に努めるとともに、梅雨や降雪期など、浸出水等の増加する時期にあつては、貯留槽に貯留することにより水量変動の調整を行うものとする。

#### (4) 遮水機能の維持管理

浸出水の漏出等による生活環境保全上の支障発生を防止するため、廃棄物処理法第15条の2の3第1項の規定に従い、処分場内施設の適正な維持管理を行う。

なお、維持管理等の具体的な内容については、廃棄物処理法等関係法令の規定に従うとともに、基準省令第2条第3項第3号に規定する処分場の廃止の技術上の基準への適合状況についても併せて確認する。

##### ① 県水処理施設等の維持管理

県水処理施設、保有水・浸出水の揚水および導水設備、貯留槽等施設の機能の状態を定期的に点検し、異常が認められた場合には、修繕等必要な措置を講じる。

##### ② キャッピングおよび雨水集排水設備の点検・保守

雨水の流入等による浸出水の水位上昇を防止するため、キャッピング（遮水シート、アスファルト舗装等）および雨水集排水設備について、沈下、亀裂その他の変形がないか点検し、異常が認められた場合は、必要に応じて補修する。

##### ③ 周辺地下水、放流水、保有水および浸出水の分析

浸出液の影響の有無を判断するため、廃棄物処理法の規定に基づき周辺地下水（ドレーントンネルを含む）、放流水、保有水および浸出水の水質検査を実施し、水質の悪化が認められた場合は、その原因の調査その他の生活環境保全上必要な措置を講じる。

また、1,4-ジオキサン等、今後追加される新たな検査項目について基準値超過等が認められた場合は、県水処理施設による処理方法の変更等必要な措置を講じる。

## 2 特定支障除去等事業の内容に係る検証

- ① 遮水関連工などの工事については、平成 18 年 12 月に設置した「敦賀市民間最終処分場抜本対策工事施工技術検討委員会」において施工技術上の検討を行い、平成 19 年度にはドレーントンネル工の延長やキャッピング工の面積変更、また、平成 22 年度には南側遮水壁ラインの変更等、工事内容等の見直しを行った。

なお、当該工事については、平成 24 年度末までに施工状況に係る効果検証を実施し、当該年度末までに施工を完了する予定である。

- ② 平成 21 年 12 月から実施している浄化促進対策工については、浄化促進技術検討部会において定期的な検証を行い、最も適切な方法による施工を実施している。

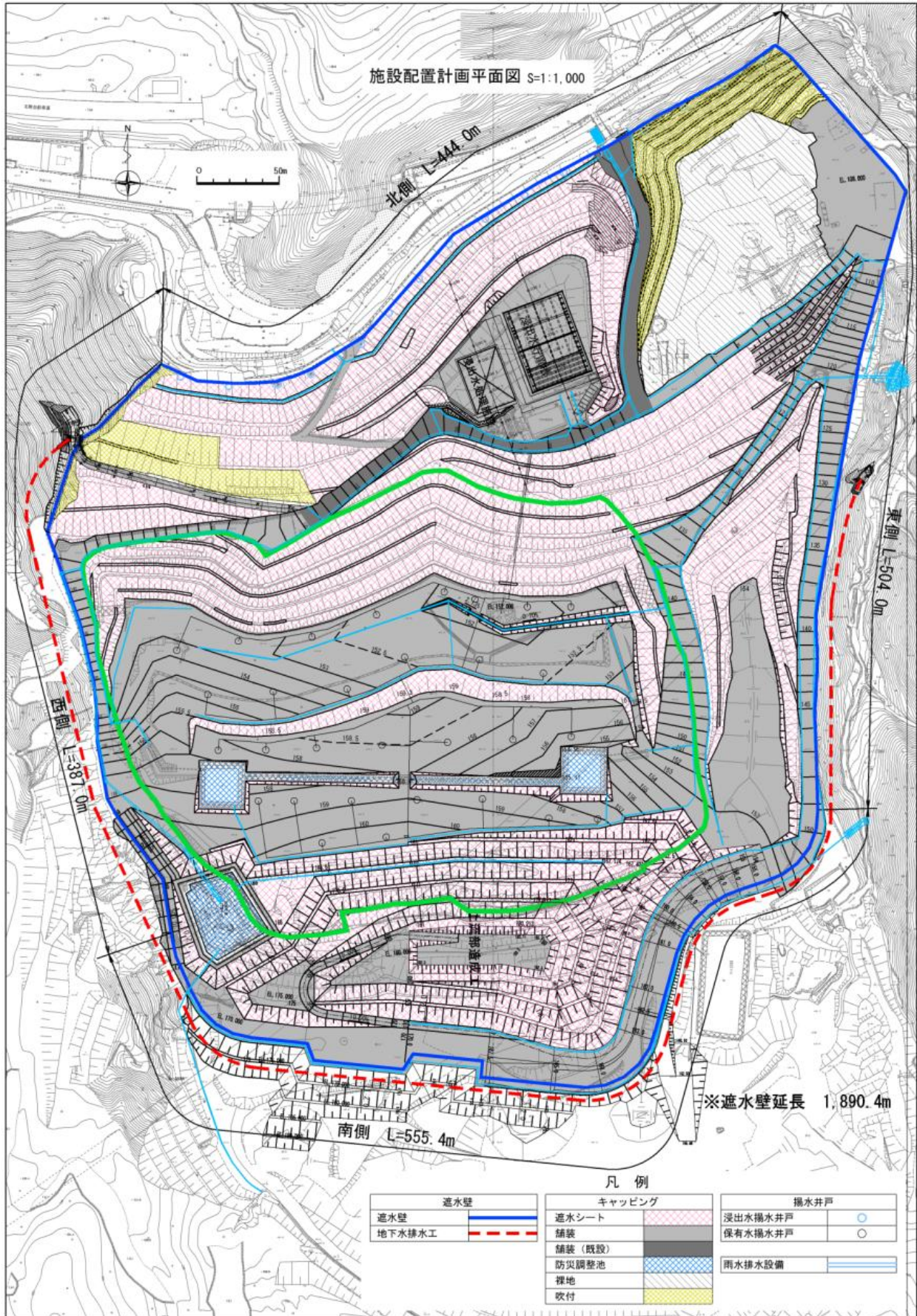
当該施工状況については、平成 24 年度末までにその結果をまとめる予定であるが、平成 24 年 10 月に実施した浄化促進技術検討部会において、「一定の浄化促進効果が認められる。」とされ、今後とも、埋立地内の地中温度や水位等を監視しながら、埋立地内に空気や水を注入する浄化促進対策を継続することは適当であるとされた。

- ③ モニタリング調査結果の評価や漏水防止対策の検討等、事業全体の実施状況については、環境保全対策協議会において定期的な検証を行っている。

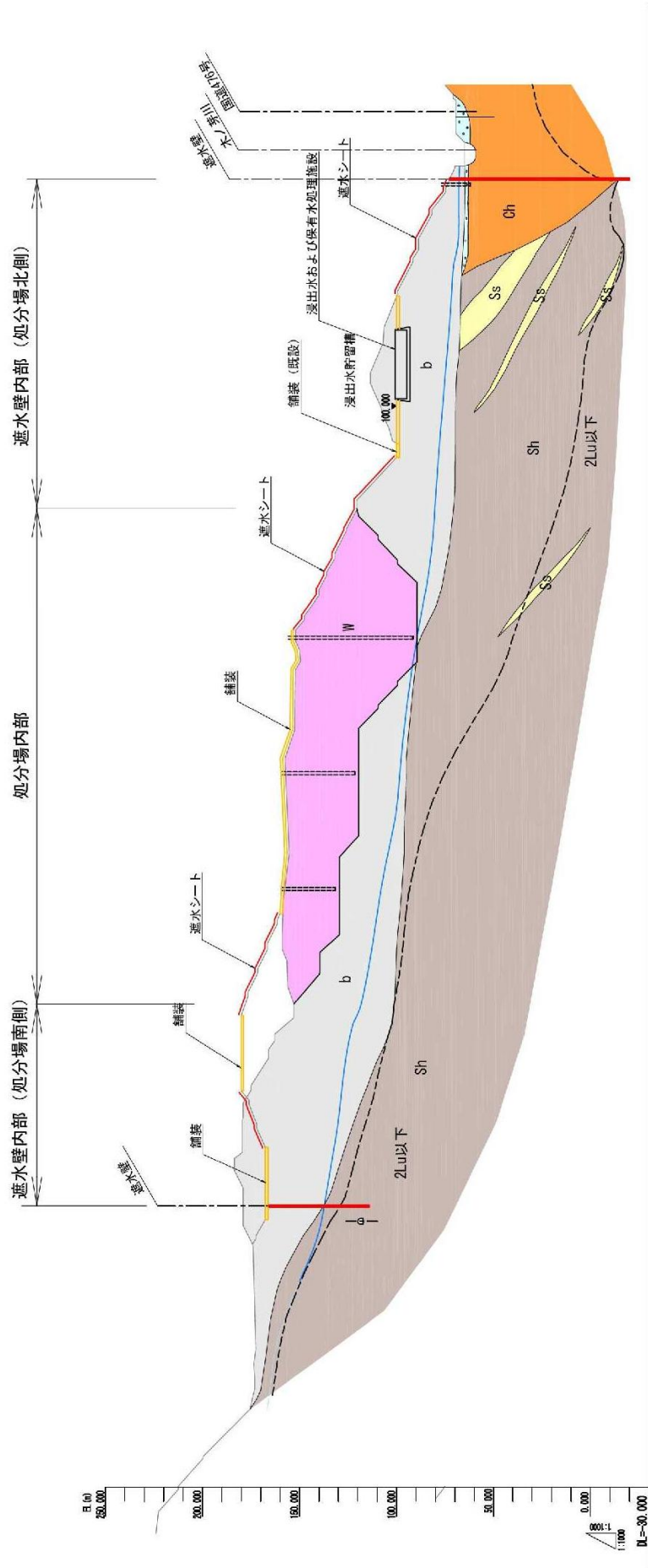
当該協議会においては、埋立地内の保有水の水質について、BOD、SS、全窒素、n-ヘキサン抽出物質、ダイオキシン類等が排水等基準を超過しているほか、周辺地下水の水質については、ほう素が環境基準を超過している旨、報告・検討し、今後とも県水処理施設による適正な水処理が必要であるとされている。

また、併せて当該協議会において、保有水の水質が排水等基準に適合するまでは、浸出水の水位が木の芽川の河床以下となるよう保有水および浸出水の揚水を継続するとともに、遮水効果を維持するため、舗装等キャッピングや雨水排水溝設備の点検・補修等、施設の維持管理についても検討した結果、今後とも必要であるとされており、適正に実施する。





図一 2 対策工計画平面図 (H25.1月変更)



図一3 対策工断面図 (H25.1月変更)

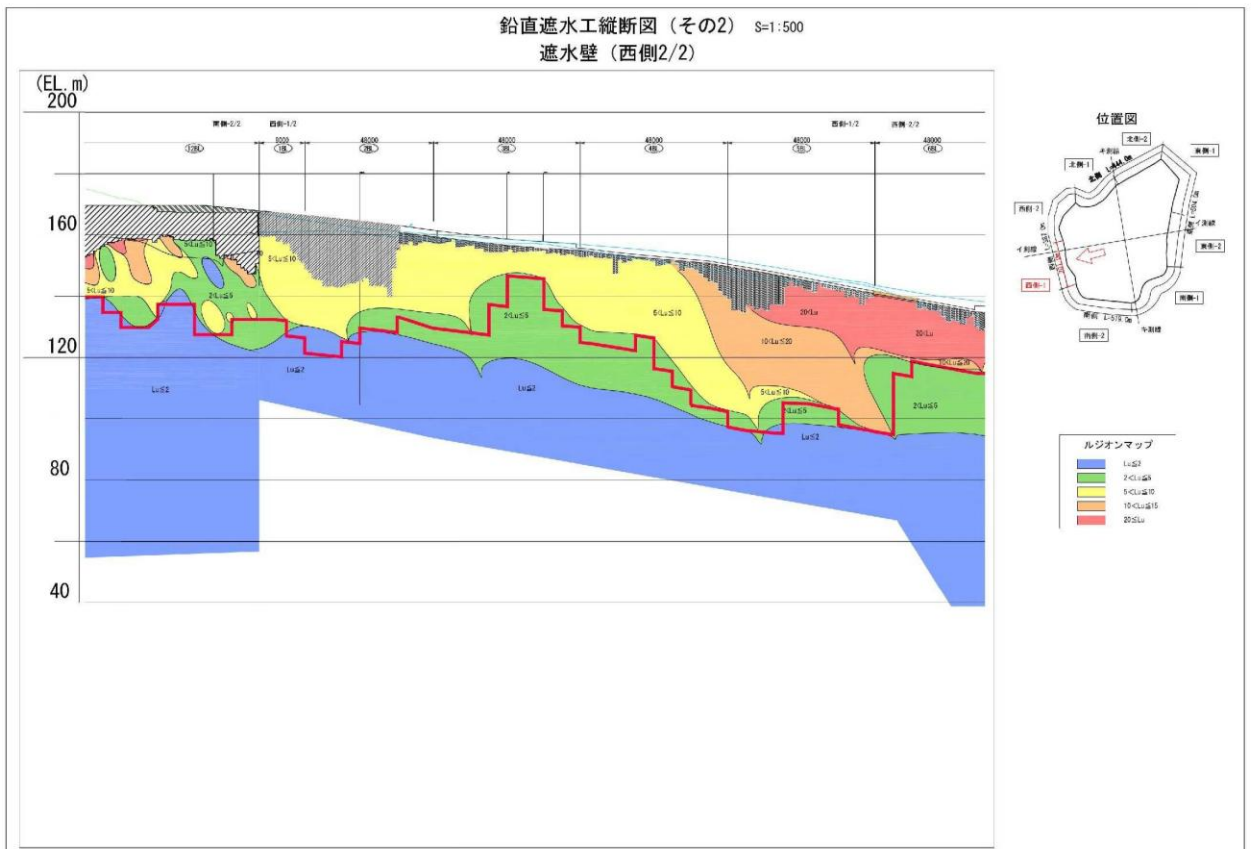
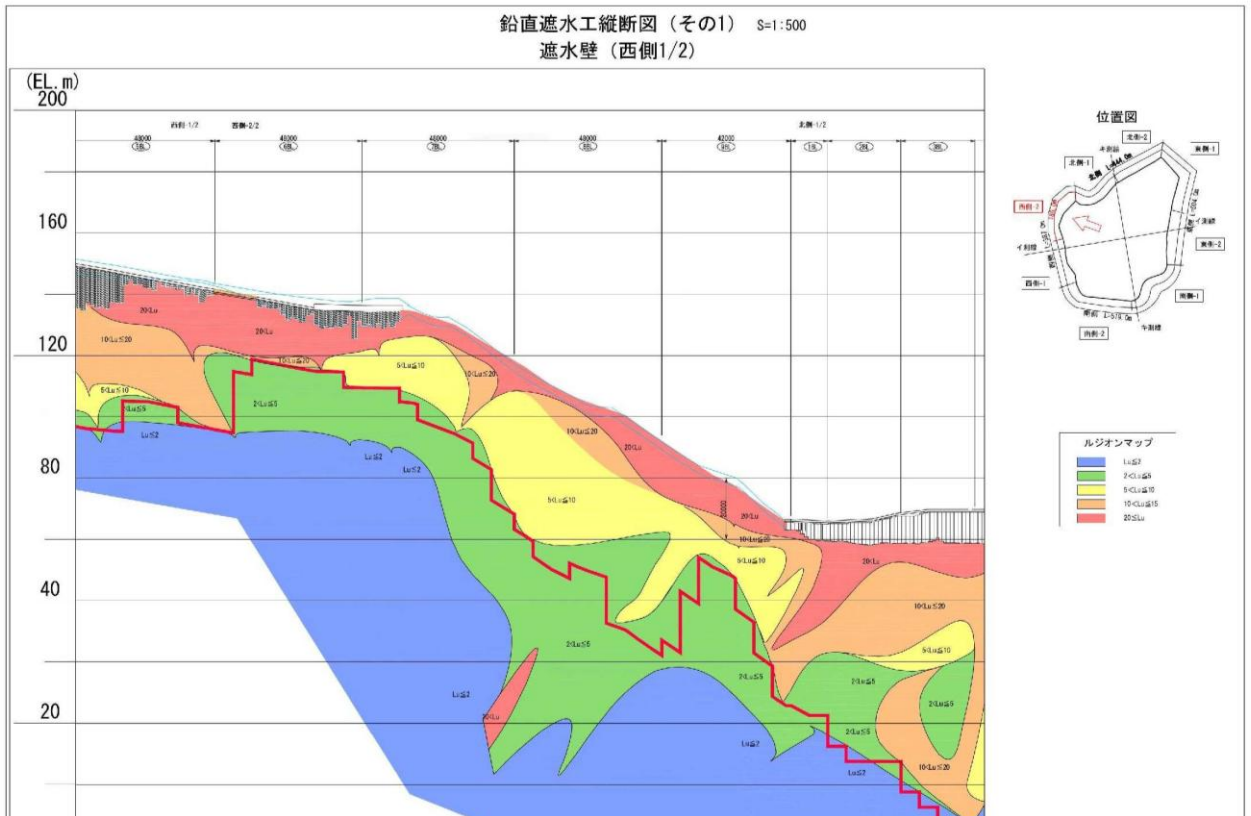
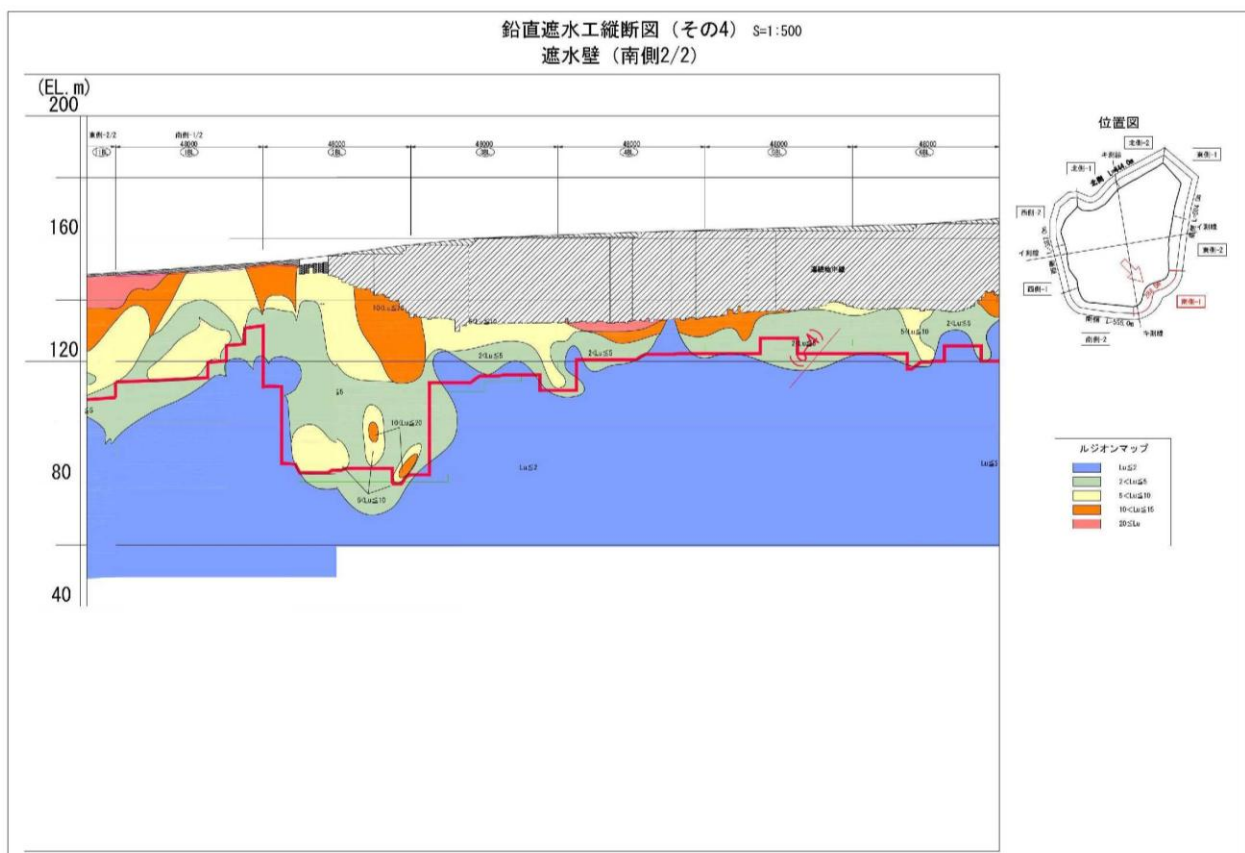
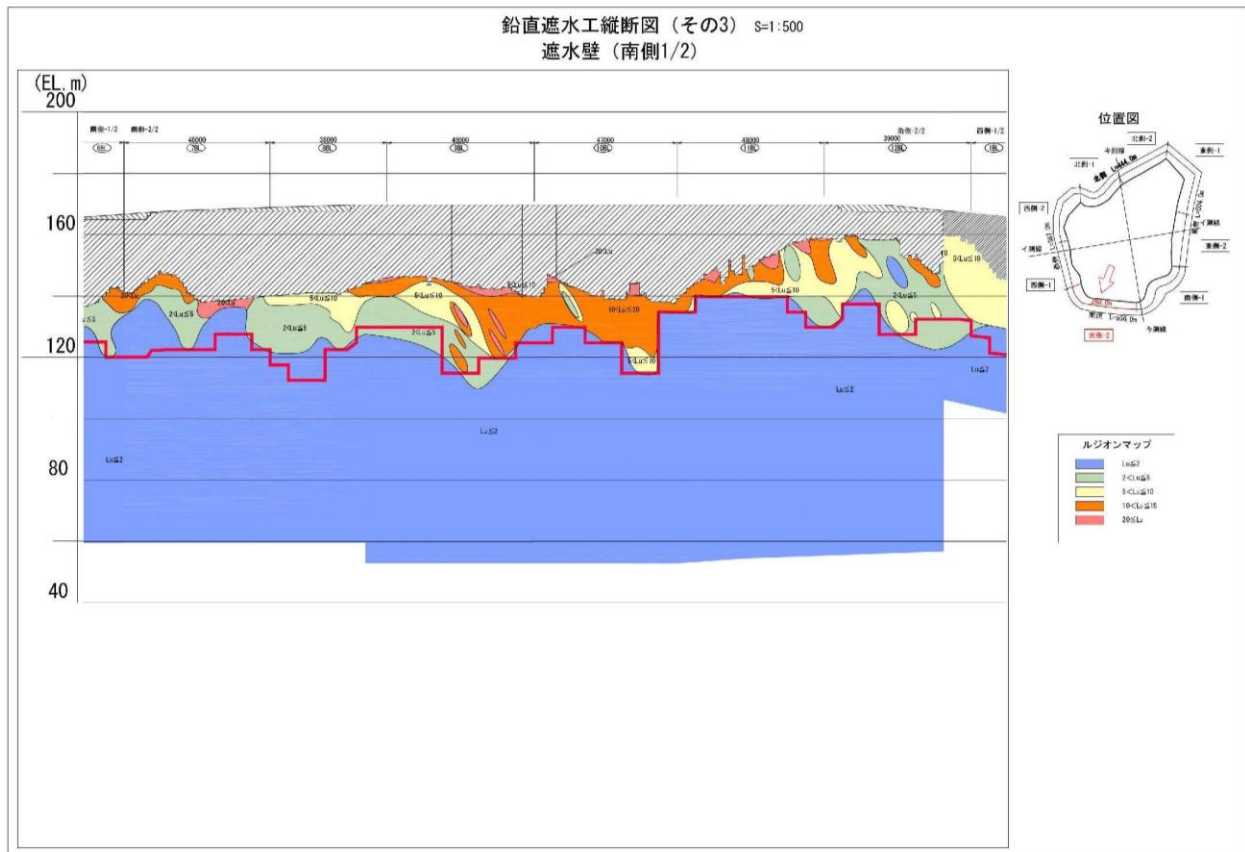


図-4 遮水壁断面図1 (H25.1月変更)



図一 5 遮水壁断面図 2 (H25.1月変更)

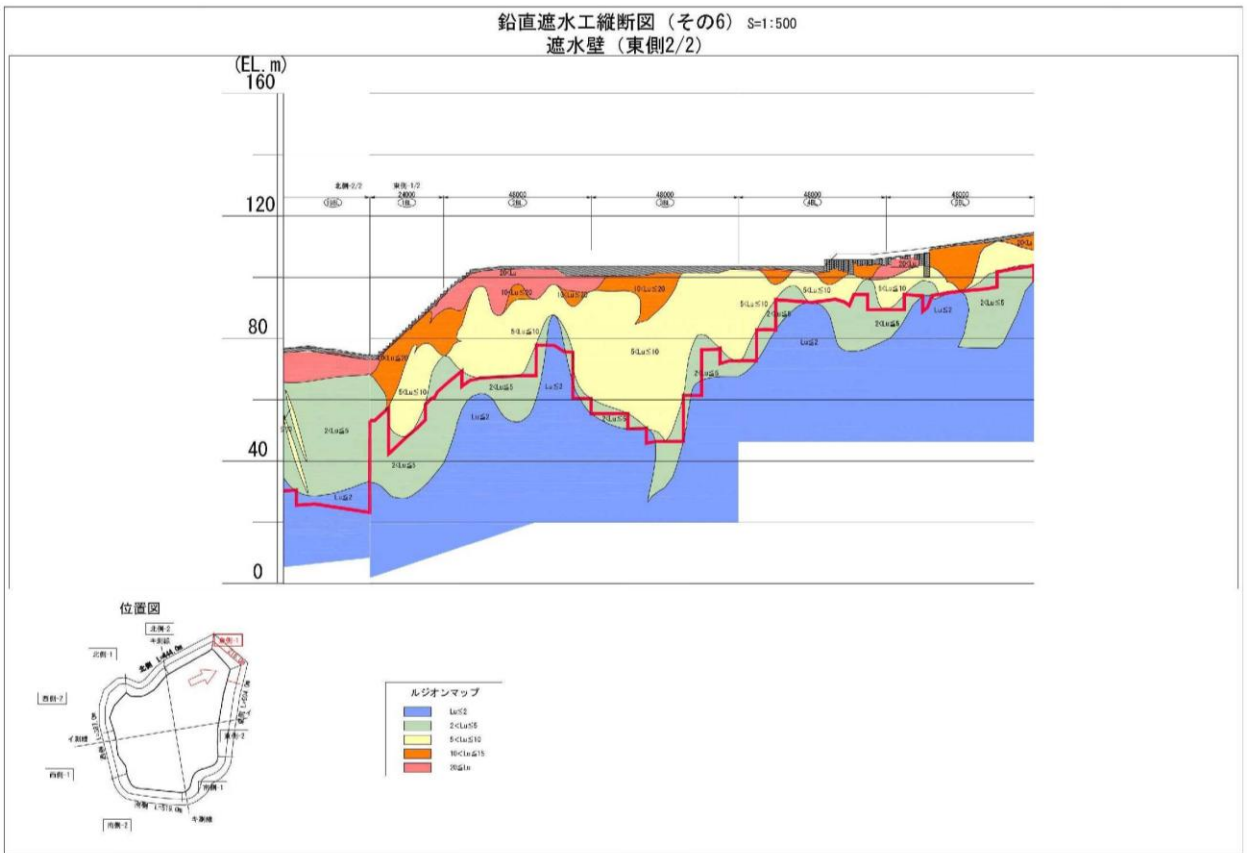
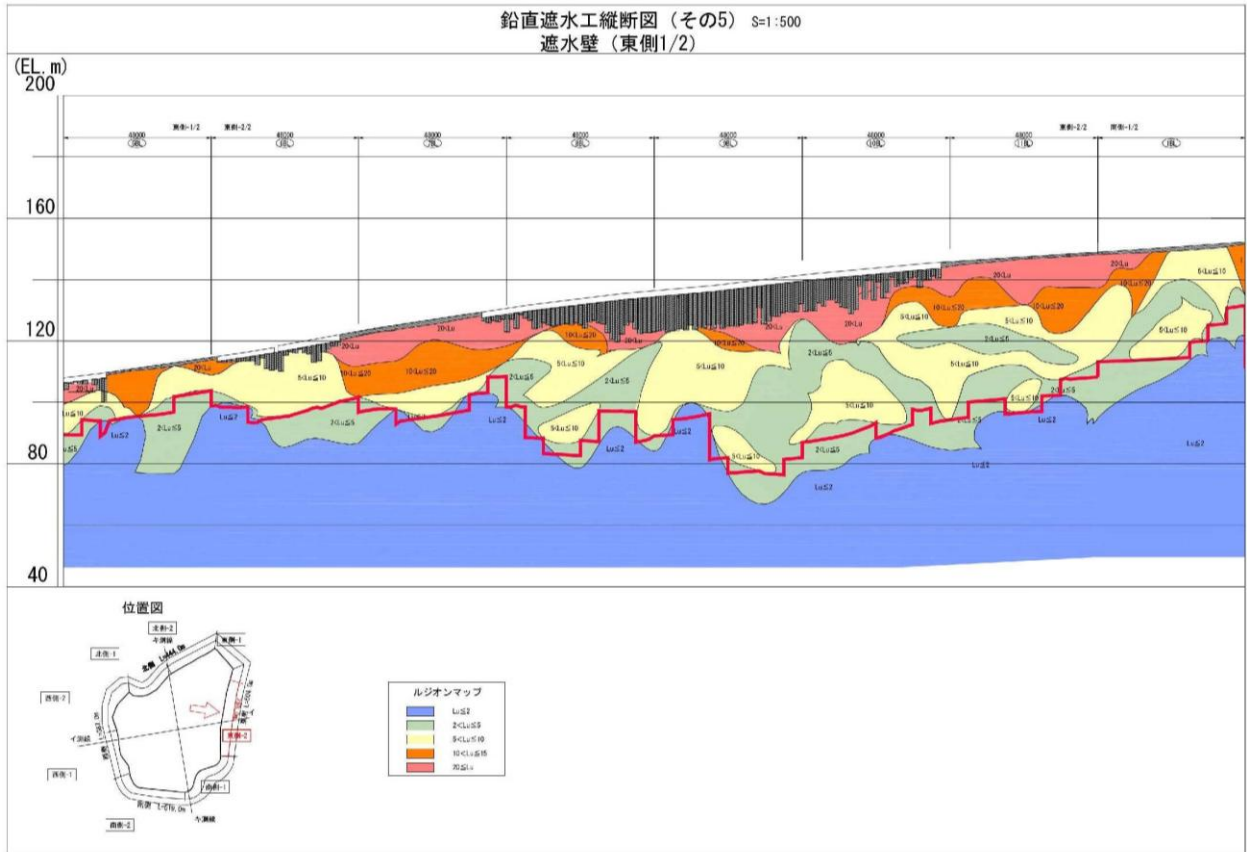
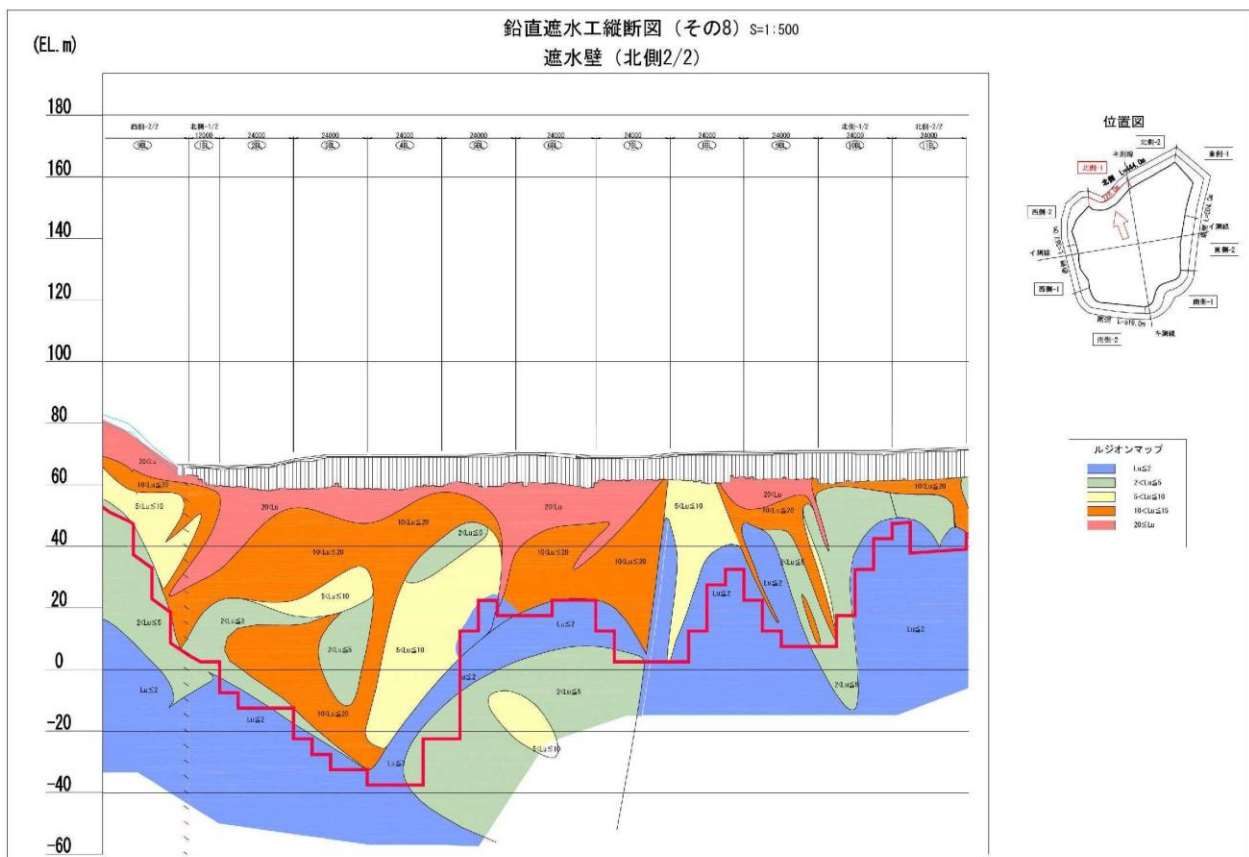
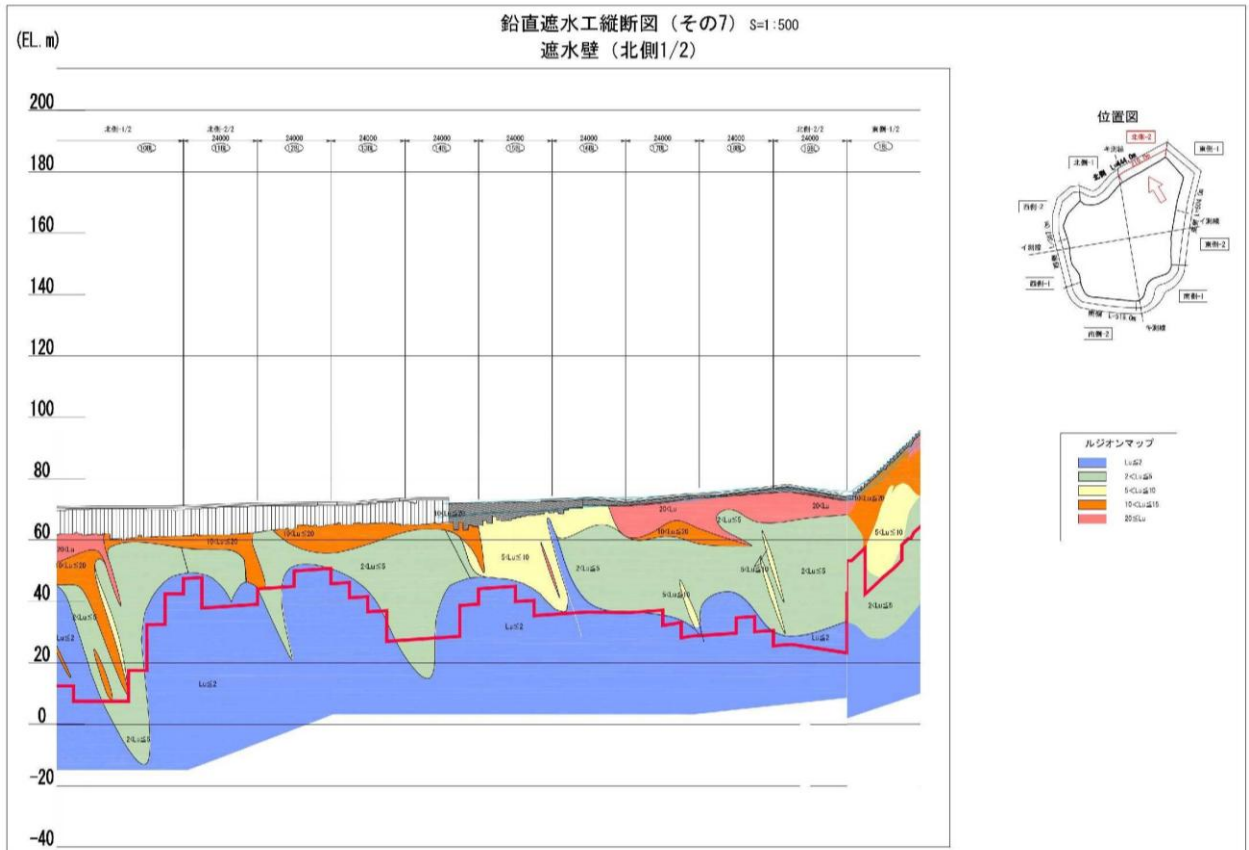
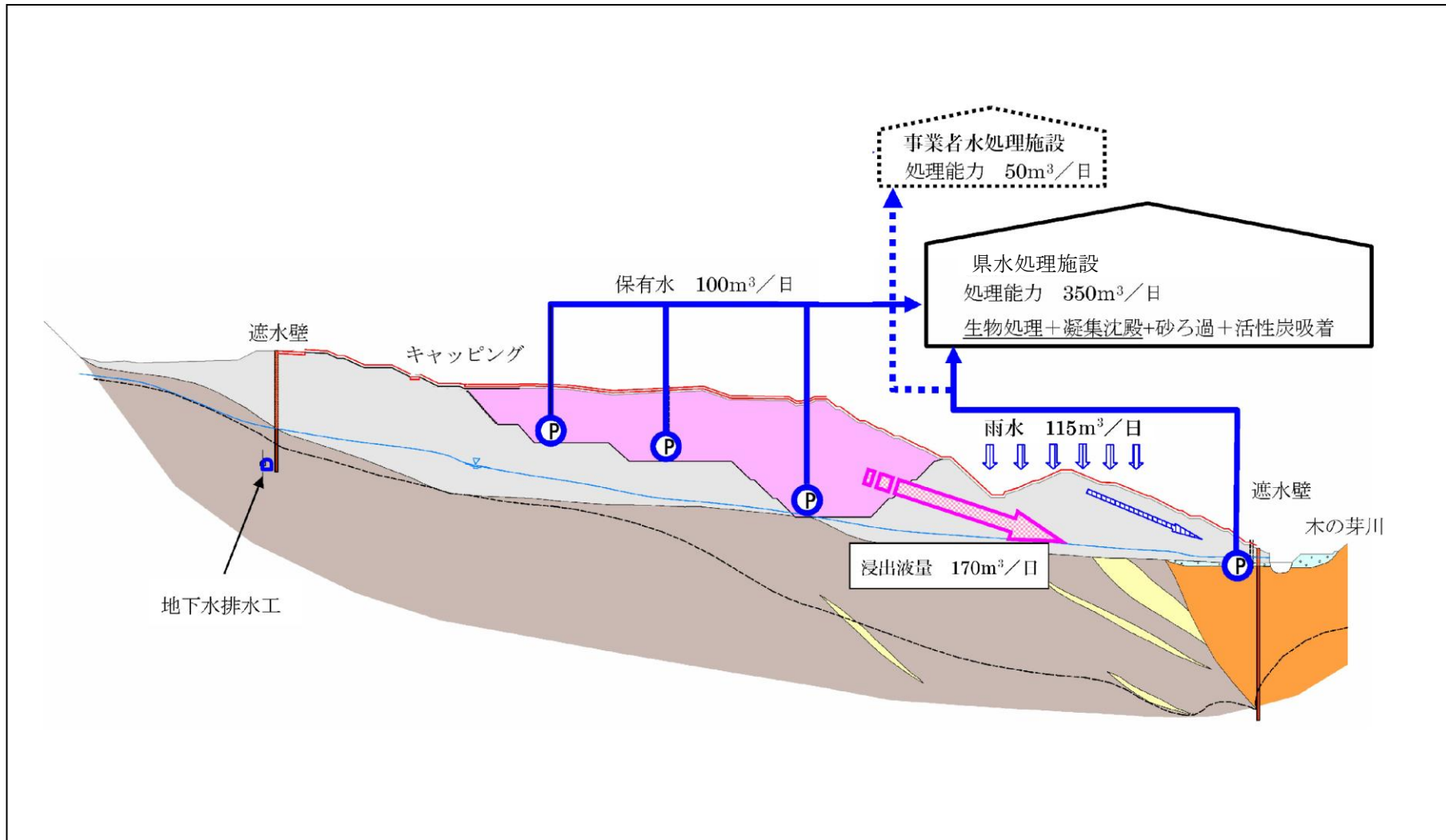


図-6 遮水壁断面図3 (H25.1月変更)



図一 7 遮水壁断面図 4 (H25.1月変更)



図ー8 水処理フロー (H25.1月変更)

### 3 特定支障除去等事業の実施予定期間

特定支障除去等事業の実施スケジュールは表-10のとおりであり、その概要は次のとおりである。

- ① 対策工については、平成 18 年度に調査・実施設計を行い、平成 19 年度から平成 24 年度に実施する。
- ② 対策工は、処分場東側、南側、西側遮水壁工事により地下水の流入防止対策を講じながら、雨水浸透防止のキャッピング、県水処理施設の改造の順に行い、遮水壁工事は、約 3 年をかけて実施する。(平成 24 年 6 月完了)
- ③ 処分場内の浄化促進のために行う水注入および空気注入は、埋立地内の保有水の水位、地中温度、発生ガス等の状況を確認し、継続の可否について定期的に検証を行いながら実施する。

なお、保有水の水位低下確認後 1 年を目途に浄化効果に係る検証を行い、その後の浄化促進等対策について必要な見直しを行う。

- ④ 県水処理施設、舗装等キャッピング、雨水排水溝等設備の点検および補修については、毎年、翌年度以降の維持管理計画の検証を行い、当該結果に基づき計画的に実施する。
- ⑤ 廃棄物処理法に係る廃止基準への適合状況を毎年確認し、当該基準に適合することを目標とする。

なお、予定しているスケジュールよりも早期に目標を達成した場合、特定支障除去等事業を完了する。



表-10 特定支障除去等事業実施のスケジュール

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
○ 調査・実施設計 (支援対象外)		■																
○ 木の芽川流出防止対策 ・ 処分場北側遮水壁工事 ・ 県水処理施設の改造 ・ 浸出水貯留槽の設置 ・ 浸出水揚水井戸の設置 ・ 浸出水の処理					■	■	■	■										
○ 浸出液低減および浄化対策 ・ 処分場東・南・西遮水壁工事 (地下水対策工を含む。) ・ キャッピング・雨水排水路の設置 ・ 防災調整池の設置 ・ 保有水揚水井戸の設置 ・ 浄化促進設備の設置 ・ 浄化促進対策 ・ 地中温度・発生ガスの測定 ・ 保有水の処理					■	■	■	■										
○ 県水処理施設等の維持管理 ・ 施設の点検補修 ・ 廃止基準適合の確認																		
○ モニタリング		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

(H25.1月変更)

#### 4 特定支障除去等事業に要する費用等

特定支障除去等事業に要する費用等については、表-11 に示すとおり、平成 34 年度までの概算で約 111 億円であり、年度別事業費は、表-12 のとおり見込んでいる。

なお、対象とする産業廃棄物と一般廃棄物は 7 対 3 であることから、支援対象事業費は約 78 億円である。

$$11,109 \text{ 百万円} \times 7/10 = 7,776 \text{ 百万円}$$

#### 5 特定支障除去等事業に係る出えんおよび補助の要請

上記支援対象事業は、有害産業廃棄物以外の産業廃棄物に係る支障の除去事業を行うものであることから、補助率を三分の一として出えんおよび補助要請額を算定する。

$$7,776 \text{ 百万円} \times 1/3 = 2,592 \text{ 百万円}$$

なお、求償等において、事業者等から費用が徴収された場合には、出えん額および補助額を特定支障除去等事業に要した費用で除した割合を当該徴収された金額に乗じて得られる額を、適正処理推進センターおよび環境省に返還することとする。

表-11 特定支障除去等事業に要する費用等

区分	細目		事業費(百万円)		
			平成 17～24 年度	平成 25～34 年度	
工事費	遮水関連工	遮水壁	北側	4,963	
			南側、東側、西側		
			地下水対策工		
		雨水対策工	キャッピング	1,773	
			雨水排水路		
			防災調整池		
	付帯工事		43		
	施設・設備	揚水ポンプ	浸出水揚水井戸	1,569	
			保有水揚水井戸		
		県水処理施設の改造			
		浸出水貯留槽			
	浄化促進対策工		154	4	
	遮水機能維持工			50	
	工事雑費、補償費		6		
工事費計		8,508	54		
管理作業費	県水処理施設等維持管理費		472	1,186	
	モニタリング費		149	271	
	施工監理費		313	101	
	管理作業費計		934	1,558	
事務費	事務費		47	8	
合 計		9,489	1,620		
		11,109			

木の芽川流入防止対策事業費

浸出水低減および浄化対策事業費

表－１２ 年度別事業費

区分	細目		事業費 (百万円)	年 度																	
				H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
工 事 費	遮水 関連 工	北側	4,963																		
		南側、東側、西側		44	1,240	2,137	697	845													
		地下水対策工																			
	雨水対 策工	キャッピング	1,773																		
		雨水排水路		520	790	100	3	360													
		防災調整池																			
		付帯工事	43							13	30										
	施 設 ・ 設 備	揚水 ポンプ	浸出水揚水井戸	1,569																	
			保有水揚水井戸		858	669	42														
		県水処理施設の改造																			
浸出水貯留槽																					
	浄化促進対策工		158				37	14	86	17			1	1	1	1					
	遮水機能維持工		50									5	5	5	5	5	5	5	5		
	工事雑費、補償費		6			1	4	1													
	工事費計		8,562	0	0	45	2,622	3,634	853	947	407	5	5	6	6	6	5	5	5		
管 理 作 業 費	県水処理施設等維持管理費		1,658	3	60	51	51	59	59	74	115	128	118	113	125	121	123	122	111	108	117
	モニタリング費		420		20	19	21	21	22	22	24	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1	27.1
	施工監理費		414			5	71	87	69	78	3	17	18	17	7	7	7	7	7	7	7
	管理作業費計		2,492	3	80	75	143	167	150	174	142	172.1	163.1	157.1	159.1	155.1	157.1	156.1	145.1	142.1	151.1
	事 務 費		55			1	14	19	5	6	2	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	
	合 計		11,109	3	80	121	2,779	3,820	1,008	1,127	551	177.9	168.9	163.9	165.9	161.9	163.9	161.9	150.9	147.9	156.9
	産廃特措法対象額(×70%)		7,776	2	56	85	1,945	2,674	705	789	386	125	118	115	116	113	115	113	105	104	110
	要出えん額(1/3)		2,592	1	19	28	648	891	235	263	129	42	39	38	39	38	38	38	35	35	36

(H25.1月変更)

## 第4章 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置の内容

### 1 これまでに講じた措置の内容

#### (1) 応急対策

##### ① 措置命令の発出

###### ア 措置命令の対象者

埋立地から漏出した浸出液が木の芽川に流入することで生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあり、応急対策を講ずる必要が認められた。そこで、県は、事業者のほか、違法な埋め立てが行われた平成8年から平成12年までの間、役員として概ね継続して事業者の違法な操業に関わった者については、廃棄物処理法第19条の5第1項第1号の「当該処分を行った者」に該当するとして、代表取締役板谷治彦、元代表取締役富本相福、取締役松山鐘基、同富本英子、元取締役船木學および同栗下政弘の6名（以下「役員等」という。）に対し、以下3件の措置命令を発した。

###### イ 措置命令の内容

###### (ア) 事業者水処理施設の維持管理等（平成13年3月2日）

平成13年3月1日、事業者水処理施設が稼働を停止していることが確認され、事業者と同設備の稼働再開を求めたが、資金難を理由にこれを拒まれた。そこで、翌3月2日、事業者および役員等に対し、未処理の浸出液により公共の水域および地下水が汚染されるおそれを防止するため、事業者水処理施設の適正な維持管理を行うこと等、必要な措置を講ずることを求める措置命令を発した。

###### (イ) 覆土対策（平成13年12月5日）

浸出液が埋立地の遮水シートから漏出していることにより生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることから、雨水の埋立地への浸透を削減し、処分場内部の浸出液の量を減らす必要があると認められた。そこで、平成13年12月5日、事業者および役員等に対し、埋立地内部への雨水の浸透を防止するための措置（覆土工事）を講ずることを求める措置命令を発した。

###### (ウ) 木の芽川護岸漏水防止対策（平成14年10月11日）

埋立地の浸出液が護岸から漏出して木の芽川に流入することを防止する応急措置として、平成14年10月11日、事業者および役員等に対し、埋立地から漏

出した浸出液がえん堤下部および護岸から木の芽川へ流入することを防止するとともに、木の芽川護岸背面部で浸出液を集水するための暗渠集水管および集水井を設置し、排水基準に適合するよう処理することができる水処理施設を設置することを求める措置命令を発した。

## ② 行政代執行（応急対策）

### ア 行政代執行の状況

#### （ア）事業者水処理施設の維持管理等（平成 14 年 11 月 13 日～）

平成 13 年 3 月 2 日付けの浸出液処理設備（事業者水処理施設）の維持管理等に関する措置命令の発出を受け、事業者は、翌 3 月 3 日から事業者水処理施設を稼働させて設備の維持管理を行っていたが、平成 14 年 11 月 8 日に設備の稼働を停止した。そのため、県は、同月 13 日、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項第 1 号に基づき事業者水処理施設の維持管理の行政代執行に着手し、同施設による浸出液の適正処理を実施した。

#### （イ）覆土対策（平成 14 年 4 月 4 日～同年 8 月 30 日）

平成 13 年 12 月 5 日付けの処分場の覆土工事を求める措置命令に対し、事業者および役員等は、これを履行しなかった。そこで、県は、平成 14 年 4 月 4 日、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項第 1 号に基づき行政代執行に着手し、処分場の覆土工事を行い、同年 8 月 30 日に同工事を完了した。その結果、第 1 章に記載のとおり、処分場内部への雨水の浸透は削減された。

#### （ウ）木の芽川護岸漏水防止対策（平成 14 年 11 月 5 日～平成 15 年 6 月 27 日）

平成 14 年 10 月 11 日付けの浸出液の木の芽川への流入防止措置等を求める措置命令に対しても、事業者および役員等は、これを履行しなかった。そのため、県は、同年 11 月 5 日、行政代執行として、護岸背面地中への遮水壁の設置、浸出水を集水するための暗渠集水管、集水井戸および県水処理施設の設置工事に着手し、平成 15 年 6 月 27 日に同工事を完了した。その結果、第 1 章に記載のとおり、木の芽川への浸出液の流入量は削減された。

### イ 行政代執行に要した費用の額

平成 17 年度末までに行った行政代執行に要した費用の内訳は表-13 のとおりである。県は、その全額について、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 2 項の規定に基づ

き、事業者および役員等に対し、納付命令を発出済みである。

表-13 行政代執行（応急対策）に要した費用の内訳 (単位：円)

代執行の内容	金額	納付命令日
事業者水処理施設の維持管理等	165,159,937	H15. 3. 11 外
覆土工事	85,260,000	H14. 4. 30、H14. 9. 10
木の芽川護岸漏水防止対策	153,075,000	H15. 9. 8
合計	403,494,937	

(平成 18 年 5 月末日現在)

## (2) 抜本対策

### ① 措置命令の発出

#### ア 措置命令の対象者

応急対策として行った上記行政代執行自体はその目的を達成しているものの、処分場から排水基準を超える浸出液が木の芽川に流出しており、依然として生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあったことから、事業者および役員等に対して、平成 18 年 5 月 9 日付けで抜本的な対策を講じるよう措置命令を発した。

#### イ 措置命令の内容

排水基準等を超過した浸出水が木の芽川に流出することを防止するため、処分場周囲へ遮水壁を設置し揚水処理する等の浸出液漏出防止対策、キャッピングによる雨水の浸透を防止し揚水する保有水低減対策および廃棄物の分解促進等浄化対策を講じるとともに、これらの対策により設けた設備等の適正な維持管理等を実施するよう、措置命令を発した。

### ② 行政代執行（抜本対策）

#### ア 行政代執行の状況

平成 18 年 5 月 9 日付けの措置命令に対して、事業者およびその役員等は、着手期限までに着手することなく、これを履行しなかった。そのため、県は、同年 7 月 4 日、行政代執行として、水質等モニタリング調査に着手するとともに、工事に係る詳細設計を行い、平成 20 年 1 月 18 日に当該抜本対策工事に係る行政代執行に着手した。

なお、行政代執行の実施に当たっては、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 1 項後段の規定に基づく公告を行った。

イ 行政代執行に要した費用の額

平成 18 年度以降、現在までに行ってきた行政代執行に要した費用の内訳は表 14 のとおりである。県は、その全額について、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 2 項の規定に基づき、事業者および役員等に対し、納付命令を発出している。

表 14 行政代執行に要した費用の内訳 (単位：円)

代執行の内容	金額	納付命令日
事業者水処理施設の備維持管理等	261,433,696	H18. 8. 17 外
抜本対策	6,927,641,628	H19. 5. 11 外
合計	7,189,075,324	

(平成 24 年 6 月末日現在)

(3) 行政代執行に要した費用の徴収

① 事業者および役員等への求償

ア 事業者および役員等による自主納付

納付命令に対し、事業者は、平成 14 年 5 月 18 日付けで、同年 7 月から毎月 20 万円ずつ納付する旨の誓約書を郵送してきた。ところが、同年 7 月に 5 万円が納付されただけで、それ以降、事業者からの自主納付はなされていない。

平成 17 年 7 月、役員等のうちの 1 名から、毎月 5 万円ずつ納付する旨の申し出があり、県は、自主納付がなされたとしても今後の差押えに何ら影響を与えるものではないことを前提として、これを受領する旨を通知した。その後、平成 19 年 7 月まで計 25 回にわたり毎月 5 万円の納付が行われ、その納付額は合計 125 万円となった。

イ 事業者に対する滞納処分

県は、事業者に対して、国税滞納処分の例により、平成 14 年 12 月以降、預金債権や税還付金を対象として 6 度におよぶ差押えを行い、平成 17 年度末までに合計 692,887 円を回収した。

事業者は、平成 13 年 10 月と平成 14 年 4 月の 2 度にわたり銀行不渡りを出した



後、平成 14 年 4 月に銀行取引停止処分を受け、事実上倒産状態となった。県では、平成 14 年 12 月、国税徴収法第 142 条に基づいて事業者の事務所の捜索を行ったが、換価可能な財産を発見するに至らなかった。また、金融機関調査を行ったが、事業者には預金残高がない状態であった。

県は、事業者の所有する不動産である土地 45 筆(54,584.58 m<sup>2</sup>)と水処理施設 1 棟(226.80 m<sup>2</sup>)のすべてを差押えたが、既に、朝銀関東信用組合、株式会社新潟中央銀行から債権を引き継いだ株式会社整理回収機構、敦賀信用金庫、他 1 個人が、評価額をはるかに上回る抵当権・根抵当権を設定していたため、県が公売を行っても配当を得られる見込みはない状況となっている。

平成 18 年 11 月、株式会社整理回収機構が、福井地方裁判所にキンキクリーンセンター株式会社の破産を申し立て、平成 19 年 1 月、破産手続き開始の決定がなされた。その後、平成 20 年 10 月には破産手続きがすべて完了したが、県に対する配当はなかった。

#### ウ 役員等に対する滞納処分

役員等に対しても、平成 17 年 6 月以降、預金債権、出資金、生命保険解約金、および、税還付金を対象として、7 度におよぶ差押えを行い、平成 24 年 6 月末までに合計 4,541,775 円を回収した。

また、役員等が所有する不動産、土地 19 筆(3,343.79 m<sup>2</sup>)、家屋 8 棟(2,080.25 m<sup>2</sup>)のうち、破産財産となった不動産を除き、土地 6 筆(795.6 m<sup>2</sup>)、家屋 6 棟(1,072.47 m<sup>2</sup>)について、平成 18 年 11 月に差押えを行った。その後、その一部について競売が行われ、平成 20 年 2 月および 3 月に計 11,938,792 円の配当を得た。なお、その他の不動産については、平成 20 年 9 月に不動産を所有する役員の破産手続きが完了したが、県に対する配当はなかった。

預金や生命保険等資産についても、平成 18 年度以降も継続した調査を実施し、確認の都度差押えを実施し、これまでに事業者および役員等から回収した金額は、自主納付および滞納処分により、計 18,473,454 円となった。

## ② 排出事業者への求償

平成 12 年度から平成 14 年度にかけて、産業廃棄物管理票保管義務制度が導入された平成 10 年度以降に搬入実績がある 802 排出事業者を対象に、搬入年月日や数

量、収集運搬業者などの調査を実施し、その中から、平成 10 年度以降 500 トン以上の搬入実績がある 112 排出事業者および平成 12 年度以降 100 トン以上の搬入実績がある 105 排出事業者のうち、重複分を差し引いた 145 排出事業者を精査の対象とした。

また、平成 12 年度中に県外からの産業廃棄物搬入協議書の提出があった排出事業者に対し、県は、平成 12 年 6 月、処分場の容量超過を理由に協議書を受理しない旨の通知を発送しており、それ以降も搬入を続けた 25 排出事業者については、廃棄物処理法違反の可能性があるとし、この 25 排出事業者のうち上記 145 排出事業者と重複する 17 排出事業者を除いた 8 排出事業者についても精査の対象に加えた。

しかし、この合計 153 排出事業者について精査したが、同法第 19 条の 5 に該当する委託契約書締結義務、産業廃棄物管理票交付義務に違反している事実を見つげ出すには至らなかった。

そこで、上記 153 排出事業者のうち、本事案が新聞で報道された平成 12 年 6 月 12 日以降も産業廃棄物の搬入を続けた 96 排出事業者について、文書での確認および電話聴き取りを行うなど、同法第 19 条の 6 に規定する「不適正処分が行われることを知り又は知ることができたとき」に該当しないか、より詳細な調査を行った。

県は、平成 12 年 8 月 31 日付けで搬入停止の指導を行うまで、増設を認める方向での現実的解決策を模索していたため、新聞報道に接するなどした排出事業者からの問い合わせに対し、事業者への搬入を停止するよう明確に伝えていなかった。そのため、96 排出事業者のうち多くの排出事業者については同法第 19 条の 6 に基づく責任追及は困難と考えたが、処分場の容量が超過しているという情報を得ていたにもかかわらず、必要な確認を行わないまま産業廃棄物の搬入を続けたことが判明した 8 排出事業者（9 排出事業所）については、同法第 19 条の 6 の措置命令の対象になると判断した。

なお、既に、事業者および役員等に対する措置命令に基づき行政代執行に着手していたことから、この 8 排出事業者に対しては、措置命令をかけるいとまがなかったものとして、平成 15 年 1 月 27 日、覆土工事の代執行に要した費用についての納付命令を発し、さらに、平成 15 年 9 月 30 日には事業者水処理施設の維持管理等および木の芽川護岸の漏水防止対策に要した費用について納付命令を発した。

これら納付命令に係る求償額の合計は1,448,200円であり、いずれも完納されている。なお、この求償額は、平成14年度から平成17年度までの行政代執行に要した費用総額のうち、増設された処分場に埋め立てられた1,194,661トンに対し、8排出事業者が平成12年6月以降に搬入した4,294.8トンの割合に相当する額である。

平成19年度から20年度には、これら8排出事業者のうち6排出事業者から、平成18年度以降に実施する抜本対策等行政代執行に要する費用に対する自主納付の申し入れがあり、それら6排出事業者が搬入した産業廃棄物の割合に相当する額として、6,720,600円を回収した。

#### (4) その他行政処分等

県は、不利益処分に係る聴聞を行った上で、事業者が知事の許可を受けることなく廃棄物処理施設の構造を変更したことを理由に、平成13年9月12日、事業者の産業廃棄物処分業および産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

なお、県は、知事の許可を受けることなく廃棄物処理施設の構造を変更した廃棄物処理法違反の容疑で、平成12年9月8日、板谷治彦、栗下政弘、事業者を福井県警察本部長あてに告発し、福井県警は、平成14年3月1日に同事件を福井地方検察庁に書類送検したが、同年11月18日、県が実質的に増設の許可をしたという事業者の認識を排斥できないとの理由から、嫌疑不十分で不起訴処分となっている。

## 2 特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置等の内容に係る検証

平成 22 年 4 月および平成 24 年 8 月には、特定産業廃棄物の処分を行った者等に対する措置等の内容について、県の顧問弁護士等による検証を行い、当該結果をもとに、今後講じるべき措置等の内容の見直しを行った。

### (1) 未実施の内容等について

実施計画策定時に講じるとした措置のうち、以下の措置については実施していない。

#### ① 廃棄物処理法第 19 条の 6 第 1 項に基づく措置命令等

当該措置命令は、処分者等を除く排出事業者等に対する措置命令であり、命令する措置の内容については「事情からみて相当な範囲内のものでなければならない」と規定されている。しかし、本事案に係る措置は、排出事業者の態様や事情に応じて内容を分割することができず、弁護士等からの意見聴取および協議の結果、当該規定に基づく措置命令の発出は適当ではないと判断された。

なお、当該規定による措置命令を発出していないため、廃棄物処理法第 19 条の 8 第 3 項に基づく求償も実施していない。

### (2) 実施内容に係る検証の結果について

① 事業者および役員等に対する措置については、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項に基づく措置命令および同法第 19 条の 8 第 2 項に基づく納付命令等、計画どおり実施している。

② 排出事業者等に対しては、平成 19 年度に自主納付の申入れがあったことから、これを受入れ、措置命令の発出は行っていない。その結果、自主納付に応じていない 2 排出事業者からは、費用の回収ができていない状況である。

当該 2 排出事業者については、事業者および役員等に対する措置命令と併せて、廃棄物処理法第 19 条の 5 第 1 項に基づく措置命令を発出すべきであった。

③ 今後とも、次に掲げるとおり、責任追及等に係る措置の徹底を図る必要がある。

### (3) 今後講じるべき措置等

#### ① 事業者および役員等に対する求償

事業者および役員等に対しては、廃棄物処理法第19条の8第2項の規定に基づき行政代執行に要した費用を求償するなど、厳正に対処する。

差押えを行った不動産については、抵当権者等の債権額を調査し、費用の回収が可能な差押不動産が見つかった場合には、直ちに公売して回収に努めていく。

また、役員等が所有する動産や債権についても定期的に調査し、判明したものについては、あらゆる方策を講じて回収に努める。

#### ② 排出事業者に対する求償

求償の対象とした8排出事業者のうち納付が完了していない2排出事業者には、行政代執行に要した費用のうち、廃棄物の搬入量等に応じた費用について、引き続き、自主的な納付等、求償を行う。

#### ③ その他処分者等に対する責任追及

土地の測量等、所有権の確認に努めるとともに、廃棄物処理法第19条の5第1項各号に掲げる処分者等への該当性について検討を行う。

また、処分者等に該当する者が判明した場合は、費用徴収の可能性についても検討する。

## 第5章 県の対応状況に対する調査等

### 1 県による行政対応状況の調査

平成12年11月、今後の産業廃棄物行政を的確に推進していくため、本件事案への対応を含めた産業廃棄物行政の問題点を総括し、県議会へ報告した。

同報告において、県は、以下の点について県の取り組みに不十分な点があったものと考えた。

#### (1) 執行体制

- ① 本庁からの指示や健康福祉センターからの状況報告が十分になされなかったこと等から、両者間で報告および連絡が不足し、また、所属長と担当者等との間で意思疎通が十分に行われず、問題解決に向けての組織的な取り組みができなかった。
- ② 廃棄物処理業務に対する意識の向上を図るための研修等が不十分であった。
- ③ 過去の産業廃棄物処理に関する問題の経緯等が、以後の問題処理に当たって、教訓として生かされなかった。

#### (2) 監視指導・パトロール

- ① 産業廃棄物処理団体の指導を行う上で、優良な事業者の育成等への取り組みが不十分であった。
- ② 廃棄物行政と関わりを有する土木事務所や警察署等と連携した不法投棄パトロールの実施が、十分でなかった。
- ③ 土砂採取跡地等については、土砂による適正な埋め戻しが十分になされず、産業廃棄物が不法投棄される場合がみられた。また、不法投棄の情報があっても、埋め立てが行われてしまった場合、土地の所有者の同意が得られず、掘削による事実確認を行うことが困難であった。
- ④ 不法投棄監視パトロールを適宜実施しているが、不法投棄が夜間や休日等に行われることも多く、その早期発見が困難であった。
- ⑤ 立入検査時等において、現場での言動等により、その後の問題処理への積極的な対応ができなかった。

### (3) 産業廃棄物排出事業者に対する指導

- ① 排出事業者責任の啓発指導が不十分なため、排出事業者は、委託内容どおりに産業廃棄物が適正に処理されたかを確認する必要があるにもかかわらず、確認が十分に行われず、不適正処理や不法投棄を招く場合があった。
- ② 産業廃棄物の適正な移動と処分を確認するための「産業廃棄物管理票」の発行の徹底が不十分であった。

なお、県では、平成14年2月18日、本件事案により廃棄物行政に対する信頼を損なうこととなったことから、知事、副知事の給料を減額したほか、関係職員24名の懲戒処分（減給、戒告）を行った。

## 2 調査委員会による行政対応状況の調査

第三者の立場からも、本件事案に係るこれまでの県の行政対応を調査し、行政組織上の問題点と責任を明らかにし、今後、県が取り組むべき再発防止について検討するため、平成17年8月11日、弁護士や学識経験者で構成する「敦賀市民間最終処分場の対応に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置し、本件事案を調査・検討した。平成18年1月12日、調査結果に基づく報告書が提出された。

調査委員会の調査結果は、以下のとおりである。

### (1) 県の対応に関する総合的な評価

#### ① 処分場の特性についての認識の甘さ

ア 県は、かつて市民からの増設反対運動があった処分場であったことを踏まえ、住民の生活環境上の支障を生じないようなきめ細かい対応が求められていたとの認識を強く持ち続け、また、平成4年の増設に対する対応の結果生じた、市民と事業者との認識の違いを認識すべきであった。

イ 産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も処分されていた処分場であることから、県は、地元敦賀市との密接な連携、協調を図る必要があるとの認識を持つべきであった。

ウ 平成4年の増設届出時などにおいて届出範囲を明確にしなかったことが、その後の処分場の埋立状況の把握を困難にした一つの要因となっており、これらの県の対応は不適切であった。

エ 県は、当初から、背後に稼働中の採石場があるという本件処分場の違法増設の誘因となる特性を、十分認識すべきであった。

② 事業者に対する認識の甘さ

指導監督権限を有する県は、市民の間に事業者に対する不信感があったことを認識するとともに、事業者の言動に関係なく、もっと毅然たる態度で事業者に臨むべきであった。

③ 指導監督権限の行使の妥当性

ア 県の事業者に対する指導は、口頭指導によることが多く、国の通知どおり文書による指導を行わなかったことは不適切であった。

イ 県は、地域住民や敦賀市からの情報収集に努めず、また、産業廃棄物処理実績報告書の早期提出に関し適切な措置も講ぜず、報告書に記載された残余容量をそのまま受け入れた、県の対応は失当であった。

ウ 県は、平成9年7月の許可更新時においては厳格な審査が必要であったにもかかわらず、施設にかかる基準の適合性を現地で確認することなく処理業の更新許可をしたことは失当であり、また、事業者の行状から「おそれ条項」の適用を検討すべきであったものと考えられ、そうしなかったことは不適切であった。

エ 報告の徴収は、報告拒否および虚偽報告について罰則が適用される法的効果を伴う処分であることから、この権限を積極的に行使しなかったことは不適切であった。

オ 立入検査の権限行使のために、あらゆることを行うべきであったにもかかわらず、そうしなかったことは失当であった。

カ 悪臭の調査の立入り等において、過去の図面や写真等の記録と照らし合わせることにより、本件処分場の埋立状況の実態が把握できたはずであるにもかかわらず、そうしなかったことは失当であった。

キ 立入拒否が長期にわたり継続していた事実だけでもって、事業の停止の処分等を検討すべきであったにもかかわらず、そうしなかったことは失当であった。

④ 地域住民、敦賀市および警察との連携不足

ア 県が、日常的に地域住民から情報を得ようとしなかったことは不適切であった。

イ 県は、敦賀市と積極的に情報交換を行い、連携を図るべきであったにもかかわらず、そうしなかったことは不適切であった。

ウ 立入拒否が継続していることについて、事業者を県警に告発することを検討すべきであったにもかかわらず、そうしなかったことは失当であった。

⑤ 県の組織内体制の不十分さ

ア 廃棄物行政の人員は必ずしも十分ではなかったことから、必要な人員を確保すべきであった。

イ 本課と健康福祉センター、所属長と担当者との間の意思疎通を十分に図るべきであった。

(2) 結論

本件事案では、県の指導監督権限の行使等が不十分であったほか、関係機関等との連携が不足し、組織内体制も不十分であった。このことが結果として、事業者による違反行為を抑止できないままに、本件処分場の違法増設の認知が遅れた要因となっていることは否めず、そうした点で県の組織上の責任があった。

(3) 再発防止



① 不適正処分事案に対する監視指導体制の強化

県は、指導監督権限を十分に行使し、不適正処分事案への早期対応を図るとともに、不適正処分事案の態様に応じた継続性、一貫性のある監視指導体制を確立すべきである。また、県の行政処分の基準について、今後、迅速かつ厳正な行政処分ができるよう、そのき束裁量化を図るべきである。

② 地域住民等との連携の強化、組織内連携の強化

地域住民に対し積極的な情報提供を行い、幅広い地域住民からの情報収集に努めるとともに、県、市町村が相互に意見を交換し合い、不適正処分事案の解決には共に当たるといったパートナーシップの構築に努めるべきである。

さらに、県の組織内の連携の強化を図るため、現場の最先端である出先機関の組織の強化、本課と県内部の他部局との情報交換の促進等にも努めるべきである。

③ 情報の整理と充実

不適正処分事案に対して、組織として迅速かつ的確な対応を図るためにも、また、地域住民、市町村等との連携を図っていく上でも、日頃から各種の資料を整理、保管し、組織全体で情報を共有することに努めるべきである。

④ 公共関与による最終処分場の確保

今後は、最終処分場がひっ迫化する傾向にあると思われ、最終処分場の確保について、公共部門が積極的に関わっていくべきである。

⑤ 職員の意識・感覚の研鑽

職員個々が、違反行為の兆候を察知できるような感覚、事業者の言動、態度の変化だけからでも違反行為を予見できるような感覚を磨くとともに、不適正処分事案等に対する高度な問題意識、危機意識を持って、迅速かつ果敢な行動ができるようにする必要があり、そのために職員の環境に対する意識と感覚を高め研鑽するシステムを整えるべきである。

### 3 県の行政対応に対する問題点

平成12年の県の産業廃棄物行政の総括および調査委員会の報告を踏まえると、本件事案が生じた要因は、県の対応において、次のような事項で不十分または不足していた点があったことにあると考えられる。

#### (1) 廃棄物担当部局の組織体制の不十分さ

廃棄物担当部局における人員の不足や、組織内の意思の疎通が不十分であったこと、また、悪質事業者へのあいまいな対応、不適正処分事案が発生した際の問題意識、危機意識の希薄化により、指導監督権限の行使が不十分となり、悪質な業者に対し厳正な対応ができず、不適正処分の発生および拡大を防止できなかった。

## (2) 監視指導体制の不十分さ

監視パトロールや立入検査時における対応が不十分であったこと、行政処分を行う際の基準が明確でなかったことから、不適正処分の発見が遅れるとともに、その後の不適正処分に対する厳正な対応ができなかった。

## (3) 関係機関および地域住民等との連携不足

本件事案では、採石場跡地に設置された処分場であるにもかかわらず、庁内関係課との連携が不足していたこと、処分場の状況を把握する上で、一般廃棄物の搬入状況を把握していた敦賀市や公害防止協定を締結していた地域住民との情報交換が不足していたことが、不適正処分の発覚が遅れる原因となっていた。

## (4) 産業廃棄物排出事業者等に対する指導不足

産業廃棄物排出事業者や処理業者に対する適正処理の啓発指導が不十分であったため、不適正な処理が継続して行われることとなった。

## 4 県が講じた再発防止策の内容

県では、前述のとおり、平成12年に産業廃棄物行政の問題点を県議会に報告をした後、それまでの執行体制や監視指導体制などが不十分であったと考え、組織体制の強化や職員の資質向上などの執行体制の見直しおよび監視指導体制の強化を行ってきた。

さらに、調査委員会の報告を踏まえ、組織体制と監視指導の強化や関係機関および地域住民等の連携、産業廃棄物処理業者等への指導強化など、平成12年以降行ってきた取り組みをよりいっそう充実させ、本件事案をはじめとする不適正処分の未然防止と早期発見を図るとともに、不適正処分を行った者や排出事業者等に対し改善命令、措置命令などの行政処分や告発など厳正な対応を今後も実施していくこととした。

なお、平成12年度以降に実施した再発防止策は以下のとおりである。

### (1) 廃棄物担当部局の組織体制の強化

平成12年度以降、循環社会推進課に警察職員を配置したほか、主要な健康福祉センターに環境廃棄物対策課を設置し、監視指導に係る組織体制の強化を実施した。

また、廃棄物担当職員に対する研修会等を定期的にも実施したほか、国が実施する

産業廃棄物処理研修（産廃アカデミー）に積極的に参加し、職員の資質・スキルの向上を図った。

## （２）監視指導の強化

### ① 監視指導パトロールの強化

平成 12 年度以降、「職員による休日夜間の定期パトロール」、「民間委託による常時監視パトロール」、「隣県との合同越境監視パトロール」、「県警等ヘリによる不適正処理監視スカイパトロール」、「廃棄物運搬車両に対する隣県との共同路上検査」等の監視指導パトロールを定期的実施し、監視指導の強化に努めている。

### ② 処理業者等に対する厳正な立入検査・指導

「産業廃棄物処理業者等監視指導マニュアル」（平成 12 年 12 月策定）を、廃棄物処理法等の改正にあわせて適切に改正（平成 18 年 4 月、平成 24 年 6 月改正）するとともに、当該マニュアルに基づき、処理業者および処理施設設置者に対する統一的な監視指導を行っている。

事業者に対しては、廃棄物処理法第 19 条第 1 項に基づく立入検査を定期的実施し、処理状況の把握に努め、過剰な保管や不適切な処理が認められた場合には、迅速に改善命令を発出するとともに、排出事業者に対する排出者責任についても積極的な追及を行う。

また、最終処分場の設置者に対しては、平成 16 年度の廃棄物処理法施行令の改正により報告が義務化された残余量等について、立入検査時の確認を徹底し、違法増設等不適正処分の防止に努めている。

### ③ 行政処分基準に基づく厳正な対応

処理業者による不適正処理事案に対しては「行政処分の指針」（平成 17 年 8 月 12 日付け環産産発第 050812003 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）および「福井県産業廃棄物処理に係る行政処分基準」（平成 18 年 5 月）に従い、迅速に改善命令、取消処分等の行政処分を行う等、厳正に対処するよう努めている。

### ④ 不適正処理事案に係る情報の共有化

不適正処理に係る未処理事案または要監視事案については、内容を整理し、本庁および各健康福祉センターで協同して対応しているほか、対応中または解決済

みの不適正処理事案については、事例検討会や事例報告会を定期的を開催し、県下統一的な行政対応に努めている。

### (3) 関係機関等および地域住民との連携の強化

#### ① 庁内関係課との連携

廃棄物担当職員だけでは発見が難しい土砂採取跡地や林地での不適正処分事案の早期発見、それに対する即時の対応ができるよう土採取・林地開発関係の情報を有している土木事務所職員および農林総合事務所職員にも廃棄物処理法に基づく立入検査権限を付与し、産業廃棄物に係る不適正処分の早期発見と未然防止を図った。

#### ② 市町との連携

平成 15 年度から、市町の廃棄物担当職員を県職員に併任して産業廃棄物に係る立入権限を付与し、合同でパトロールを実施する等、不適正処分事案に係る情報を共有するとともに、日常的な立入についても要請を行っている。

#### ③ 地域住民との連携

最終処分場や焼却施設の設置地域に、懇話会を設置し、定期的な情報交換を行う等、地域住民との連携を強化し、不適正処理の早期発見につなげる。

### (4) 適正処理の推進

財団法人福井県産業廃棄物処理公社や社団法人福井県産業廃棄物協会と共同して、適正処理に係る研修会を毎年開催し、処理業者および排出事業者の遵法精神の向上と適正処理の推進を図っている。

## 5 再発防止策の内容に係る検証

平成 24 年 11 月、調査委員会委員等から意見を聴取し、再発防止策の内容について検証するとともに、当該結果をもとに、今後講じるべき再発防止策の見直しを行った。

### (1) 未実施の内容等について

実施計画策定時に講じるとした再発防止策のうち、以下の対策については、内容の見直しを行った。

① 関係機関等との連携強化に係る対策として、「産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前審査時およびその後に定期的な庁内連絡会議を設置する」および「市町の併任職員との合同パトロールの回数を増やす」としていたが、地域の実情に応じた、より緻密な連携を図るため、各健康福祉センターに「不法処理防止連絡協議会」を設置し、情報交換や合同パトロールを定期的実施するよう対策の見直しを行った。

② 「改善命令または措置命令を発出した場合には、その後の履行状況についても県のホームページで情報提供し、排出事業者への周知を図る」としていたが、取消処分、停止処分等、行政処分の発出に係る情報のみの公開に留まっていた。

そのため、改善命令や措置命令に係る履行状況等、排出事業者に対する情報提供等について、監視指導マニュアルの改正等により、明確に規定することとした。

### (2) 実施内容に係る検証の結果について

前述のとおり、関係機関等との連携の強化に係る対策については、一部見直しを行ったが、平成 18 年 3 月に実施することとした「廃棄物担当部局の組織体制の強化」「監視指導の強化」「関係機関等および地域住民との連携の強化」「産業廃棄物処理業者・排出事業者への指導の強化」等の対策については、すべて計画通り実施した。

今後は、次に掲げる対策を実施する等、再発防止の徹底を図ることとする。

### (3) 今後講じるべき再発防止策

#### ① 廃棄物担当部局の組織体制の強化

毎年、監視指導に係る人材の育成計画を策定し、当該計画に基づく研修を実施する等、廃棄物担当職員の計画的な資質向上を図る。

## ② 監視指導の強化

廃棄物処理法の改正等に合わせ、監視指導マニュアルや行政処分基準を適正に改正する等、引き続き、厳正かつ統一的な行政処分等の実施に努め、無許可業者による不適正処分に対しては、積極的な告発を行う。

また、平成 22 年度の廃棄物処理法改正に伴い創設された「産業廃棄物処理施設に対する定期検査制度」を活用し、最終処分場や焼却施設等の産業廃棄物処理施設に対する監視指導の徹底を図るとともに、不法投棄 110 番（通報電話）や監視カメラの設置等により、監視体制の効率化を進める。

## ③ 関係機関等および地域住民との連携の強化

各健康福祉センターに市町、警察署、土木事務所、農林総合事務所、森林組合、内水面漁協など関係機関等で構成する「不法処理防止連絡協議会」を設置し、合同でのパトロールや不適正処分事案に関する情報交換を定期的に行う。

## ④ 適正処理の推進

県のホームページ等により、改善命令や措置命令に対する履行状況等を速やかに情報提供する等、適正処理に必要な情報の周知徹底に努め、不適正処分の未然防止を図る。

また、平成 22 年の廃棄物処理法改正に伴い新設された「優良産廃処理業者認定制度」を活用し、優良な処理業者による適正処理を推進する。

## 第6章 その他支障の除去等の推進に際し、配慮すべき重要事項

### 1 支障の除去等の実施における周辺環境への影響に関する配慮事項

#### (1) 環境モニタリング

支障の除去等の実施に伴い、遮水壁の設置などの対策工事による周辺の生活環境への影響や対策効果を把握するため、廃棄物処理法に定める維持管理のほか、環境モニタリングを実施する。

木の芽川および下流域地下水については、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく水質汚濁に係る基準（以下「環境基準」という。）の項目を測定し、遮水壁の設置による浸出水の木の芽川への流出防止対策の効果を確認するとともに、対策工事による影響を確認する。

保有水および浸出水については、排水基準項目以外の環境基準項目についても測定し、上記の対策効果および浸出液の発生源である処分場の浄化促進対策効果について確認する。

これらの水質測定に当たっては、これまで実施してきた水質モニタリングの調査項目であるビスフェノールA、電気伝導度および塩化物イオンについても、併せて測定する。

これらの測定は、季節変動を考慮し、年4回測定することを原則とし、抜本対策工事が完了した後、異常が認められない場合は、調査地点や頻度等について適時見直しを行う。

また、処分場内および処分場周辺の水位を測定し、地下水の流入防止および雨水の浸透抑制対策、処分場内の保有水位低下対策の効果を確認する。

#### ① 水質モニタリング

水質モニタリングの調査地点、調査項目、調査頻度は、次のとおりとする。

（詳細は表－15、図－10）

表-15 水質モニタリングの調査内容

調査地点			調査項目	調査頻度
保有水	保有水処理原水	1 地点	○環境基準項目 ○ビスフェノールA (揚水井戸を除く) ○電気伝導度、塩素イオン	4回/年
	揚水井戸	5 地点		
浸出水	浸出水処理原水	1 地点		
河川水	木の芽川 処分場上流	1 地点		
	処分場下流	2 地点		
	北陸トンネル	1 地点		
地下水	処分場対岸部	2 地点		
	事業所井戸・観測井戸	6 地点		

② 地下水位のモニタリング

処分場内およびその周辺の地点において、地下水位の測定を行う。

③ その他

支障の除去等に当たっては、工事中・維持管理上の作業環境等への影響を確認するため、大気、騒音、振動等の環境への影響が懸念される事項や処分場の状態などについて、必要に応じて調査を実施する。

(2) モニタリング結果への対応

上記の環境モニタリング結果については、第2章に掲げる目標に対して評価を行うとともに、対策工事による河川水および地下水への影響については、環境基準により評価するものとする。

この環境モニタリングの調査結果については、ホームページなどを通じ公表する。

また、調査内容については、対策の進捗状況やモニタリング結果等の状況に応じて、環境保全対策協議会の意見を聴き、適宜見直しを行う。

(3) 指定区域の指定等

特定支障除去等事業により措置を講じた土地は、廃棄物処理法第15条の17の規定による指定区域の指定を行う。



また、廃棄物処理法に違反する指定区域内の土地の形質の変更等に対しては、当該変更をした者に対して、廃棄物処理法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づく措置命令を発出する等、厳格な対応を行う。

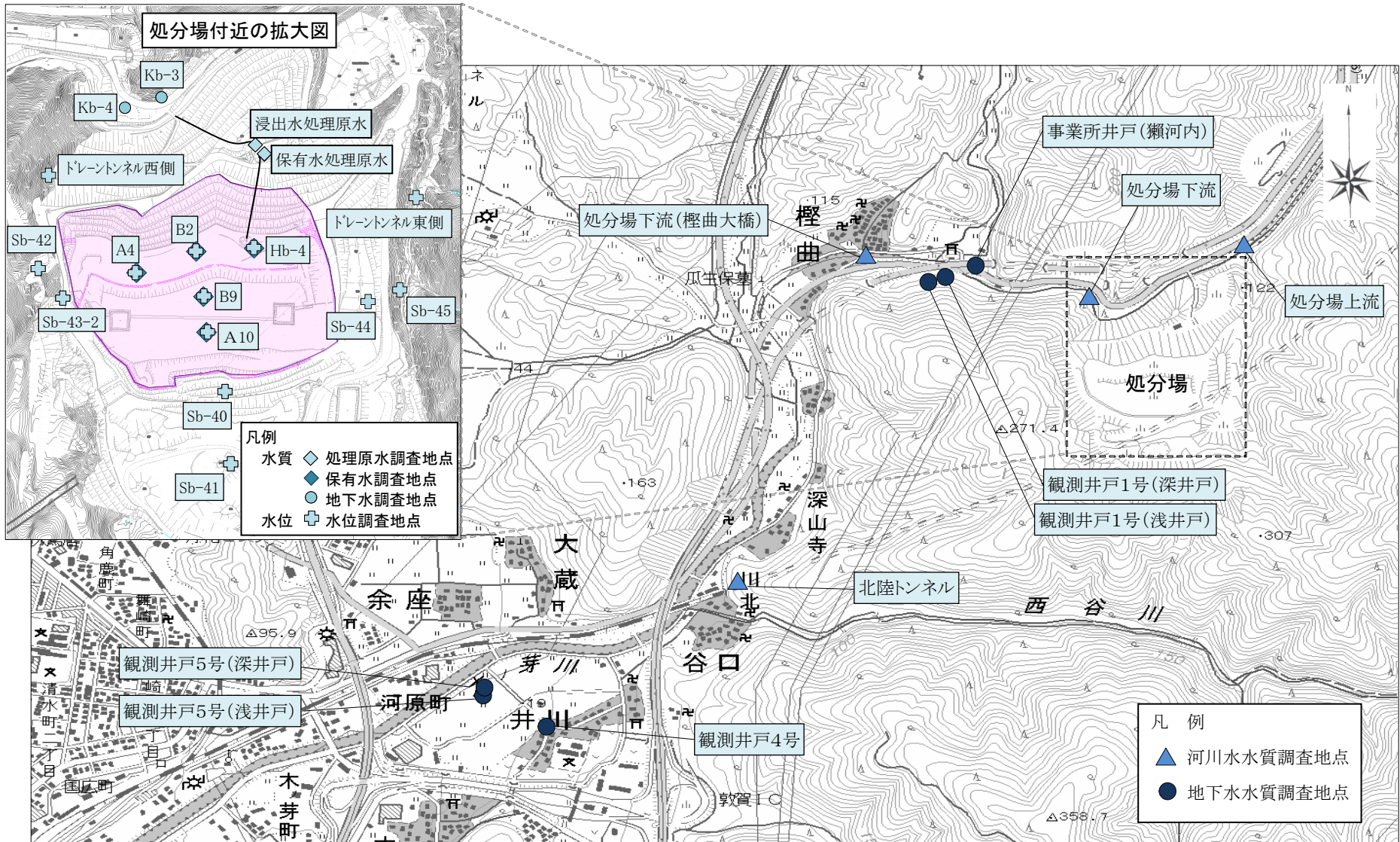
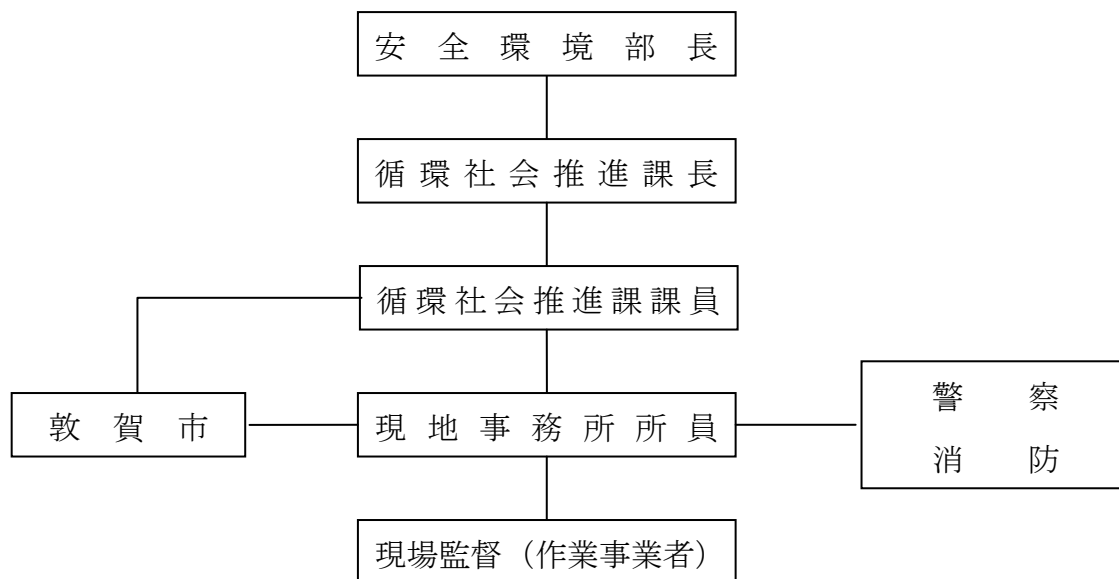


図-10 モニタリング調査地点位置図 (H25.1月変更)

## 2 緊急時の連絡体制等

支障除去等の事業の実施に当たっては、事故および不測の事態により環境への影響が生じた場合に備えて、情報収集、被害拡大防止対策、復旧対策などについて迅速かつ適切に進められるように事前に対応を整理するとともに、敦賀市、消防、警察、報道機関等に対する緊急時の連絡体制を整備する。

<体制図>



## 3 実施計画の策定および変更に対する住民意見等の反映

平成 18 年 3 月の実施計画の策定に当たり開催した環境保全対策協議会における協議結果については、地元檜曲地区を含む東郷地区区長会および敦賀市処分場問題対策協議会（市議会各派代表者、市環境審議会委員、市区長会代表者等で構成）において説明を行ったほか、調査委員会による調査においても、地元檜曲や環境団体から直接ヒアリングを行い、それら住民等から出された意見や疑問点についても、実施計画の策定に係る協議に反映させた。

実施計画策定後であっても、施工状況やモニタリング調査結果等について環境保全対策協議会等において検証を行うとともに、東郷地区区長会、檜曲区住民説明会および現地見学会等を開催し、周辺地区住民の意見等の聴取および施策への反映を図った。

#### 4 実施計画の策定および変更に対する福井県環境審議会および敦賀市の意見

実施計画の策定（平成 18 年 3 月）および変更（平成 25 年 1 月）に当たっては、福井県環境審議会および敦賀市の意見を聴き、了承を得た。

##### （1）福井県環境審議会の意見

本実施計画の策定および変更に当たっては、福井県環境審議会において、実施計画の内容について審議を行い、次のとおり答申がなされた。

###### ① 実施計画の策定に係る意見（平成 18 年 3 月）

敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画（案）については、妥当である。

なお、今後は、生活環境保全上の支障のおそれを除去するため、実施計画（案）に基づく事業の確実な実施に努めること。

###### ② 実施計画の変更に係る意見（平成 25 年 1 月）

敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画の変更については、妥当である。

今後とも、当該事業の確実な実施に努めること。

##### （2）敦賀市の意見

本実施計画の策定および変更に当たって、敦賀市から提出された意見は次のとおり。

###### ① 実施計画の策定に係る意見（平成 18 年 3 月）

実施計画は、県と共同で設置した敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会において取り纏められた恒久対策の内容が盛り込まれていることから、これを了解する。

###### ② 実施計画の変更に係る意見（平成 25 年 1 月）

「敦賀市民間最終処分場に係る特定支障除去等事業実施計画」（案）については、敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会において取り纏められた内容が盛り込まれていることから、これを了承する。

なお、今後は、一日も早い処分場の廃止に向け、浄化対策及び維持管理の適正な実施を要望する。